

平成28年9月13日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)			
出席議員 (10名)	1番 向井 正	2番 吉田 豊	3番 田中 静雄
	4番 碓 勝征	5番 漆原 悦子	6番 井上 正宣
	7番 吉富 隆	8番 大川 隆城	9番 原田 希
	10番 寺崎 太彦		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	教 育 長 矢動丸 壽 之	
	会 計 管 理 者 岡 義 行	総 務 課 長 江 崎 文 男	
	ま・ひと・しごと創生課長 北 村 玲	財 政 課 長 高 島 浩 介	
	建 設 課 長 白 濱 博 己	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人	
	住 民 課 長 福 島 敬 彦	健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘	
	税 務 課 長 坂 井 忠 明	教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳	
	生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏	文 化 課 長 原 田 大 介	
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次	議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵	

議事日程 平成28年9月13日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	6番 井上正宣	1. 災害対策について 2. 道路対策について 3. 国際交流その後は 4. 副町長の辞任について 5. 中学校体育館南側の土地買収について
6	7番 吉富 隆	1. ふるさと納税について 2. プロポーザル方式について 3. 副町長の件について 4. 道の駅建設について
7	9番 原田 希	1. プロポーザル方式での業者選定について 2. 副町長の選任について 3. 教育環境の整備について
8	2番 吉田 豊	1. 子育て支援 2. 採択された請願事項の取扱い 3. 地方創生 4. 防災マップ 5. 副町長辞任 6. 道路（町道）維持、改良について 7. 洪水対策

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りいたします。ただいま武廣町長から9月12日の一般質問の答弁の一部を訂正したい

との申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

○町長（武廣勇平君）

大変重要な時間を頂戴いたしまして、私が昨日答弁の中で申し上げた前副町長に対する一連の経緯の中で、「入院」という言葉を使ったと御指摘を受けているようでございまして、私が考えていたのは、「通院」という言葉を選んでおったわけですけれども、「入院」という言葉を使ったことがあるようでございますので、訂正をさせていただきたく時間を頂戴したところでございます。何とぞ御了解、御容赦いただければと思います。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

武廣町長からの発言の訂正を許可することに御異議ございませんでしょうか。

○7番（吉富 隆君）

今、町長さんから発言の訂正がなされましたけれども、議事録の訂正はどうされますか。

○町長（武廣勇平君）

通常、議員御指摘のとおり、議事録の訂正等は訂正請求をさせていただき手続があったと思いますし、私もその手続を後ほどさせていただきながら、議事録の削除もお願いしたいと、「入院」の部分を「通院」と言い改めたいというふうをお願いしたいと考えておりますので、手続等が必要であれば、後ほど改めてさせていただきたいと思っております。

私の記憶違いで文書等の必要がなければ、この場をもちまして「入院」を「通院」という言い方に書きかえることで、議事録についても「入院」の部分を削除していただき、「通院」というふうに書きかえることはできるのかできないのかわかりませんが、そのような理解にいただければと思っております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

本当に議事録まで訂正することは簡単にできると思います。ので、冒頭、町長の発言の切りかえにつきましては、暫時休憩をとっていただいて、その手続を早速していただきたい。そして一般質問に入ったらいかがかなと思います。これは議員の皆さんが了解すればすぐできる問題ですから、今までも何回もやってきておりますので、これは削除をしたほうがいいか、そこの文言を町長がどう変えたがいいのかというのは、町長の判断でいいと思うので、そうするべきであろうというふうに思います。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。ここで暫時休憩したいと思いますますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、暫時休憩をいたします。休憩。

午前 9 時 37 分 休憩

午前 9 時 54 分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

先ほど町長からの一般質問の答弁の一部について訂正の申し出がありました。訂正部分につきましては、「入院」を削除し、「通院」に読みかえることとさせていただきます。

武廣町長からの発言の訂正を許可することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。武廣町長からの発言の訂正は許可することに決定いたしました。次に進みます。

#### 日程第 1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第 1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、6 番井上正宣議員よりお願いいたします。

○6 番（井上正宣君）

皆さんおはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私のほうは全部で 5 点質問をいたしますが、できるだけ課長さんにおいては短目に御答弁をお願いいたしたいと思っております。時間の都合がありますので、よろしくお願いいたします。

まず、第 1 番目の災害対策について。

皆さん御存じのように、災害は忘れたころにやってくるということで、昨夜も韓国ではほとんど地震がないところに、慶州で地震がありました。上峰町も震度 2 ということで昨夜 8 時 32 分ごろありましたので、まさかというときにそういうことがやって来るということでございます。

それで、上峰町において時間雨量が 100 ミリに対応できるかということでいろいろと懸念をいたしておりますが、谷渡のため池、これは船石の塚原の上のほうのため池です。それから切通川、これも下津毛より、中津隈より上のほう、昨年も越水をいたしております。それから井柳川、特に井柳川については、潮の満ち引きによって、満潮のときは堤防の上の道路から約 60 センチぐらいのところまで満ち潮が来ております。それに 100 ミリの雨が降ったらどうなるかということ、結局越水した上に決壊ということになりかねないと思っております。

次に、もしそういう決壊、それから水害等が出た場合に、避難所の確保、今まで上峰町が災害マップをどのように修正していくのか、そこら辺が大丈夫なのか、また、それに対して誘導、ライフラインが途絶えた場合、途中で途切れた場合はどのように対応するのか、また、さっき言いましたように震度7の地震、これは上峰町の南部に活断層が走っております。だから、いつ震度7の地震が来るのかわからない状況です。熊本においてもそういう地震が何度となくまだ続いておりますが、上峰町においてもそういう地震のおかげで誘発して起きる可能性もあるわけですから、そういったところでの対応を緊急にやっておかないと、にっちもさっちもいかない、上峰町はもう右往左往するというような状況になりかねないと思いますので、そういったところの避難所の運営や物資の確保などが大丈夫なのか、そういうことについてもお尋ねしたいと思います。

それから、2番目の道路対策について。

これは先般、8月17日でしたか、佐賀県の東部の市町の関係者と東部農林の所長、次長、それから土木事務所の所長、次長を交えての懇談会がございました。昨年我が町から要望しておりました回答と、新たに要望した事項についていろいろ意見を交わしたところでございます。それについて、坊所城島線、特に町民センターから加茂交差点までの道路西側の歩道の早期完成についても強く申し上げましたが、これについては、土木事務所のほうはあくまでも地元の上峰町が協力をしていただかないと先に進まないということでございましたので、上峰町としてもこの地権者との用地買収等に力を入れていただきたい、そういうふうに思っております。

それから、中学校東側に今、段差をつけてあります。これの効果はどうか、お尋ねいたします。

それと、神埼北茂安線、今、加茂交差点から東のほう、九丁分のほうまで工事が進んでおりますけれども、加茂交差点から西のほうですね、上米多方面に向かっての早期着工を強く要望していただきたいと、そういうふうに思っております。

それから、3番目の項ですが、国際交流その後は。日韓カラオケ大会は大丈夫か。

これは、文化協会のほうもその対応をされておりますけれども、11月3日にやりたいということで韓国のほうにも打診をしていただいておりますが、その点をお伺いいたします。

それから、韓国以外の国とも交流を考えているかということ、日韓交流の中で驪州市の大神中学校・高等学校、ここは以前から非常に優秀校でありまして、英語に力を入れておる、そういう学校でございます。特に上峰中学校は今英語力を高めるためにいろんな施策を出しておりますけれども、この英語が主力になってくると思いますので、韓国以外の国との交流も考えているのかということで御答弁をいただきたいと思っております。

それから、副町長の辞任についてですが、副町長はなぜやめたのか、町民の皆さんにどう

説明したらいいのかというのがまだまだわかりませんので、この辺についての答弁もお願いをいたしたいと思います。

それから、5番目の中学校体育館の南側の土地買収ですね、これは今いろんな行事がある中で、中学校体育館の南側の農地がございしますが、ここは今、農地転用で住宅地に変わりはしないかといううわさがございします。これは住宅が建つと非常にまた難しい問題が出てくるんじゃないかと。どうしてかという、今まで他町を見ても、いろんな住宅が建つと、後から建つても、やっぱり保育園の問題とか、中学校とか、うるさいとか、それから、今の中学校でも後から建つた住宅にボールが飛んでくるからとか、いろんな苦情が入ってくるわけです。

それと同時に、大きな行事をするとき、上峰町の中学校周辺は駐車場の確保が非常に難しく、今は中学校のグラウンドを応急的に駐車場にしているわけですが、そういう問題を抱えておりますので、用地買収はできれば、ぜひ駐車場用地として確保をしていただいたほうがいいんじゃないかというように考えております。

以上の問題点について御答弁をお願いいたしますが、できるだけ短目によろしく願いをいたします。

以上です。

#### ○議長（寺崎太彦君）

それでは、まず最初に、質問事項の1番目、災害対策について、要旨1、時間雨量100ミリに対応できるのか（谷渡ため池、切通川、井柳川）につきまして、執行部の答弁を求めます。

#### ○産業課長（小野清人君）

皆さんおはようございます。井上議員からの1、災害対策について、時間雨量100ミリに対応できるかという御質問でございます。

私の所管であります農業用ため池、谷渡ため池について御答弁申し上げます。

このため池は、先ほど総括質問の中にもありましたように、塚原地区の北部に所在しております。このため池は、先ほど総括質問の中にもありましたように、塚原地区の北部に所在しております。このため池は、戦前に築造されまして、築70年ほどたっております。時間雨量100ミリに対応できるかという御質問ですが、先日発生した台風12号で、私が調べたところでは、24時間雨量が多いところで200ミリを超えていたと発表されております。

議員言われます時間100ミリの雨量とは、とてつもない雨量ではございますが、このような時期でございますので、実際起きないとも限らないというような数字ではないでしょうか。通常、谷渡ため池は、貯水量が7割から8割となっております。このため池については、流入する河川がございまして、高速道路の側溝にたまりました雨が流れ込むというふうなシステムになっておるようでございます。しかしながら、時間100ミリの雨量が続けば危険に

なるというふうには想像できます。

先ほども申し上げましたとおり、このため池は築七十数年たっておりますので、管理につきましても地元並びに私どもも注意を行い、谷渡ため池の周辺に点在するため池についても注意喚起をして監視していきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○建設課長（白濱博己君）

おはようございます。6番議員の1、災害対策についての1の時間雨量100ミリに対応できるかということの切通川、井柳川につきまして答弁させていただきたいと思っております。

この件につきましては、県の土木事務所が管理しておる河川でございますが、その事務所によりますと、現在の河川計画、これは切通川、井柳川も同じようなことではございますが、時間雨量何ミリというふうな時間想定の設定などの考えではなく、前後の雨の降り方、あくまでも雨量、それから時間が何時間たったかというふうな組み合わせを想定されて、決め打ちをされて計画されておるようでございます。

切通川の河川雨量につきましては、昭和28水の教訓を受けまして、当時3日間で556ミリの降水量という実績を踏まえまして、事務所では30分の1、言いかえますと、いわゆる30年に一度の確率でという想定のもとに、3日間の雨量を約7割強、405ミリ、3日間で405ミリというふうな雨量計算に置きかえられまして、河川の断面の計画を計画されて整備しておるようでございます。

単に1時間100ミリと、そこだけ降った場合につきましては、雨量にすれば耐え得るかわかりませんが、その前後の雨量、降り方によって異なりますので、見きわめが難しいということではございますが、私としては、そのような状態がもう二、三時間も続いたら、それは今でも切通川、中津隈から上流、下津毛、井手口あたりは毎年、24年度、26年度、ことしも越水いたしました。そういった形で、今現在も越水しているということで、その量的にも、本当に越水し決壊をするおそれがあるんじゃないかなろうかということも踏まえて、今現在そういう認識を持って、危機感を持って対処していかなければならないと考えております。

井柳川につきましても、先ほど潮の関係もございまして、既に河川整備が済んでおりますが、井柳川は堆積物が多くありますので、今後につきましても、越水等、決壊等が被害が懸念されるということで思っておるところでございます。

両河川とも佐賀導水という事務所がございまして、その導水の設置で、切通川につきましては、切通川ポンプ場が設置されておりますが、毎秒10トン、10トンを筑後川に排水できる施設でございますが、その件につきましては、ことしは2回、時間にしますと13時間ほど稼働があるということでございます。また、井柳川にもポンプ場がございまして、これは城原川に放水でございますが、ことし実績が1回ということで、これも13時間の稼働があつているということでございます。梅雨も終わっておりますが、台風のシーズンということでま

だまだゲリラ豪雨、また台風も近づいておりますので、今後につきましても、筑後川河川事務所なり土木事務所等々、関係機関と密接な連携をとりまして災害に備えた体制づくりをいたしまして、今後迅速な対応、情報共有ということを図っていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○6番（井上正宣君）

今、小野産業課長と白濱建設課長のほうから答弁をいただきましたけれども、この谷渡のため池は、以前、漏水をしていたということで、塚原のほうからの要望もあっておりましたが、現在はそれが、漏水がとまっているかと思えます。そして、先ほど言われたように、上流からの流れ込みが少ないということで、時間雨量100ミリ以上降っても大丈夫であるというような答弁でしたけれども、安心をいたしております。

この谷渡も心配でしたけれども、もう一つ心配なものもあって、ちょっと私も忘れておりましたけれども、大幸園の西側に耕地整理ため池というのがあります。ここが非常に南側の堤防が急斜面で、下のほうが少しえぐれているような状況で、もし100ミリ以上降った場合に、上からの越水、もしくは崩壊する、そういう危険性が高いので、この件については、先般の8月に、関係者の合同懇親会の際にも農林事務所の所長、並びに土木事務所の所長にも申し上げておりますが、緊急性があるので、ぜひ早急に堤防改修をお願いしたいということでやっておりますので、町としても強く農林事務所あたりに要望をお願いしたいと思います。

それから、切通川ですが、これは土木事務所の所長の話によりますと、昨年も越水をしていると、時間雨量100ミリというとてもない量が降ると。井柳川も同じですが、28水の水のときは、今みたいに上峰町の上流の、上のほうが、開発がなかったのにあだけの災害が起きたということで、これだけ上峰町が開発が進んでくると一気に鉄砲水的な、ためるところがないわけですから、以前は水田がたくさんありましたので、100ミリ降っても10センチ、水田でためきる、そういう状況下であったんですが、現在は水田が少なくなって、一気に舗装道路、舗装、いろんな公共施設もそういう舗装関係でやっておりますから一気に降雨量が河川に流れてくる、そういう状況下でございますので、そこら辺を十分考えて土木事務所、それから農林事務所等に強く要望をかけて、もし工事がおくれるようであれば、前倒しでもして早く着工できるようにしていただきたいと、そういう気持ちでおりますので、課長さん方、もう一度御答弁をお願いします。

#### ○産業課長（小野清人君）

今、井上議員のほうから耕地整理ため池のことにつきまして御質問を受けました。耕地整理ため池は、産物直売所の北側でございます、元ひらい山荘といったお食事どころに行くところでございますため池でございます。このため池の堤体が浸食されているのは私どもも知っております。ことしのかんがい期には、ここを満水すると堤体自体が危ないと東部農林

事務所からの御指導もございましたので、ことしのかんがい期には満水しないように農家の方々には御協力をいただいております。現在、半分ほどの貯水量というふうなことであります。

今後につきましては、国の事業で農村地域防災減災事業というものがございますので、それに手を挙げ、国の採択をいただければ、平成30年度以降に事業に取りかかることができるというふうなことであります。平成29年度は、この申請に必要な概要書の作成というものを作成する必要があります。こういうことで取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○建設課長（白濱博己君）

実は8月3日に、土木事務所と上峰町で、所長、町長交えて調整会議ということを行いました。そのときも、ほかの関連もございしますが、切通川の越水、これは6月22日に越水いたしました。そのときの雨量が最大63ミリでございました。すぐさま、その際には土木事務所のほうに連絡をし、すぐ駆けつけていただいて、その必要性ということで、8月3日もそうですけれども、今後とも切通川の河川改修、今は中津隈南の井堰、また、橋のところが終わらないとなかなか上に行きませんが、十分土木事務所も承知されておられますので、予算の獲得をぜひお願いをしていきたいということで、事業進捗を図るような要望を今後も続けていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○6番（井上正宣君）

課長さんたちも十分御理解していただいておりますが、先ほど小野課長のほうから申されましたように、耕地整理ため池、これが決壊すると、今の屋形原東の直売所、それから、地形を見ますと、堤地区、切通地区に流れてくるわけですから、ほぼあそこが満水状態で決壊した場合には堤地区の集落は壊滅状態になるんじゃないかと、そういう気がいたします。

それで、できるだけ工事費も工事費ですが、災害の起きたときの損害、それも勘案していただいて、どういう方策をとったほうが一番ベターなのか、そこら辺をよくよくお考えいただいて、危険なところは早急に改修に力を入れていきたいというふうに思っております。

答弁は要りません。次に移ってください。

#### ○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

要旨2、避難所の確保は大丈夫か、その誘導はどのようにするのかにつきまして、執行部の答弁を求めます。

#### ○総務課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。私のほうからは、井上議員の災害対策についての中での避難所の確保は大丈夫か、その誘導はどのようにするのかにつきまして答弁申し上げます。

まず、避難所の確保につきまして申し上げます。

本町におけます風水害につきましては、水防法の平成27年5月改正によりまして、国土交通省筑後川河川事務所が筑後川水系の洪水想定を見直しております。最大規模の降雨があった場合の浸水地域や降雨の継続時間による堤防の決壊による浸水が予想されます地域の公表を行っております。我が町におきましても、大字江迎、前牟田地区がその浸水区域に表示されておるところでございます。

その浸水区域の方々が避難される場合の避難所の確保につきましては、浸水する区域、大字江迎、前牟田の避難所を除いた避難所の7カ所で、その避難体制については確保できるようになっておるところでございます。

また、震災につきましては、町内で新基準が施行されました昭和56年5月30日以前に着工された住宅、耐震化がまだされていない住宅ですけれども、それが倒壊するというようなことを想定いたしまして、そういう方々が避難されたとしますと、震災の対象避難所6カ所で確保ができるようになっております。

また、避難所の誘導につきましては、上峰町地域防災計画により避難勧告、指示等を実施した場合、また、その連絡を受けた場合、消防団、町職員がお互い連携を図りながら人命の安全を第一に誘導體制をとっていくようになっておるところでございます。

以上です。

#### ○6番（井上正宣君）

今、身近に考えますと、熊本の大地震、それから今度の台風による東北、北海道の水害、いろんなところで甚大な被害が起きているわけでございます。そういったときに、ライフラインが途絶えた地区、孤立した地区もある、そういったことで、上峰町でもそんなに広くはございませんけれども、避難所の確保、それからその誘導、そういったものについては災害マップを見直すべきじゃないかと思っておりますので、それを早急に見直していただいて、町民の皆さん方にも素早く御理解をいただくようお願いをしたいと思っております。

課長はどのようにお考えなのか、答弁をお願いして、この項を終わりたいと思います。

#### ○総務課長（江崎文男君）

先ほど井上議員のほうから申されましたハザードマップ、災害マップ等につきましては、今年度見直しをする予定でございます。そのマップにつきましても、先ほど井上議員言われましたとおり、現在のマップによりますと、水害の範囲とか土砂災害の範囲とか、そういうふうな範囲だけのマップになっておりますけれども、先ほど議員言われるように、今年度見直しますマップにつきましては、皆様方にわかりやすい防災マップにしていきたい、また、避難所の位置、また避難所に通ずる道路等どういうふうな形で避難所に迎えることができる

のか、住民の身になって、住民サイドに立ったところでの防災マップの見直しを掲げていきたいと思っているところでございます。

以上です。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次に進みます。

要旨3、震度7の地震が起きたらどのように対応するか、避難所の運営や物資の確保など大丈夫かにつきまして、執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（江崎文男君）**

続きまして、震度7の地震が起きたらということで、井上議員の質問にお答えいたします。

町内で震度6弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部を自動的に設置ということになっております。そういうふうな要因といたしまして、全職員をもって応用、対策に当たります。

また、県におきましては、災害対策本部が設置された場合及び本庁に現地対策本部が設置された場合につきましては、連絡調整を緊密に行い、連携を図っていきます。

避難所の運営や物資の確保につきましては、上峰町地域防災計画により、避難所運営組織につきましては避難者が主体的となり、町職員や施設管理者の協力により上峰町災害対策本部に避難所の状況を報告し、必要な資機材等を要請し、大規模な災害で避難生活が長期化する場合につきましては、避難者のみならず地域住民やボランティアなどとの連携も必要になってくるかと思えます。

物資の確保につきましては、県、市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領により備蓄品目、県と市町の役割分担、保有備蓄の数量等を定められておるところでございます。

備蓄数量につきましては、整備要領により決められた物資について想定避難者数を人口の5%に設定し、必要日数1日分を備蓄しておるところでございます。

災害時の応援といたしまして、佐賀県市町災害時総合応援協定や民間事業者等による協定、災害時に必要な物資の協力に関する協定等を結び、調達及び配送できる体制を構築いたしておるところでございます。

以上です。

**○6番（井上正宣君）**

この震度7の地震が起きたらどうするのかというと、これは地震だけでなく、合併症じゃないですけど、これに時間雨量が100ミリ近く降っている中での震度7が来たときに、ライフラインが途絶える、電柱が倒れて通行どめになる、行けない、そういったときの緊急事態のときにどのように対応するのか、そこら辺もお聞きをして、この項を終わりたいと思いますが、よろしくお願ひします。

**○総務課長（江崎文男君）**

先ほど井上議員のほうからおっしゃられました震度7、それが起きたとき、それと併用しながら大雨が起きたときの対応につきまして、お答えいたします。

なかなか、先ほど言われました震度7の地震と100ミリの大雨の対応ということで、非常に本町だけでは困難なことになるかと思えます。そうなりましたら、ライフラインにつきましては九電等、また、下水につきましては隣接するところの市町の力をかりるといようなことになるかと思えます。

また、水道関係につきましては東部水道企業団等が協力いたしまして町の体制づくりをしてもらうような形になるかと思えます。

また、大きな力といたしましては、ことし協定を結びました目達原駐屯地等の協定もごございます。今のような形での震災、または大雨ということになりますと、隣接町村の協定だけではなかなか難しいものがあるかと思えますので、熊本震災でも同じような形になりますけれども、まずは九州地区の市町の協定等が、県同士での協定等がありますので、まずはそういうふうな中での九州全域からの応援というような形になってくるかと思えます。

以上です。

#### ○6番（井上正宣君）

この項については最後になります。特に今まで起きた熊本の大地震、それから東北、北海道の大水害、こういったことの検証を踏まえて、それを我が町のマップにも反映できるような体制で防災マップをつくっていただきたいと、そして、いち早く町民にそれを知らせてほしいと、そういう気持ちでおりますので、よろしく願いをいたします。

この項はこれで終わります。

#### ○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問事項の2番目、道路対策について、要旨の1、坊所城島線、町民センターから加茂の交差点まで道路西側歩道の早期完成はにつきまして、執行部の答弁を求めます。

#### ○建設課長（白濱博己君）

6番議員の2番目、道路対策について、要旨の坊所城島線、町民センターから加茂の交差点までの道路西側の歩道の早期完成はということに回答いたします。

この件につきましては、以前から議会のほうからも要請、指摘がございました。平成26年度に測量の立入調査ということで、関係者の方に測量、立ち入り同意をとりました。その後、県のほうに提出いたしまして、平成27年度に測量ということで、もう測量につきましては完了をしていただいております。それを受けまして、昨年10月だったと思いますが、上坊所地区の地権者なり、また下坊所地区の地権者の方々に役場のほうにおいていただきまして、土木事務所もおいでいただきまして地区説明会というのを開催いたしました。その後に関係者から、今度は全員の計画同意、用地も含めてですけれども、計画同

意をとって、3月までには提出をしていただいて、土木事務所のほうにやっております。若干おくれたという関係で、今年度28年度につきましては、事業というふうなことではなく、土木事務所からしますと、来年度は間違いなく事業化に向けて動き出すということで、まずは用地買収に向けた準備なり、また、地区関係者とのさらなる協議ということが今進められておるところでございます。

町といたしましては、先ほど議員御指摘になっておりました協力ということでございますので、用地交渉の段階になりましたならば、関係地権者への積極的な支援なり、また今後、早期完成に向けまして、さらに要望を重ねていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

**○6番（井上正宣君）**

この件については、課長、先ほど申し上げられましたけれども、これは土木事務所の所長との懇談の中で、もう町のほうが用地買収関係で御尽力いただければ、すぐにでも工事着工できますという言葉をしていただいておりますので、町の協力を強力にお願いされた事態ですので、その辺を踏まえて用地買収等に御尽力をいただければと思っております。よろしく願います。

**○議長（寺崎太彦君）**

答弁はどうですか。

**○建設課長（白濱博己君）**

関係地権者17名の方がおられます。私じかに測量同意なり計画同意ということで直接出向いて行って、感触的にはつかんでおまして、用地につきましてはスムーズに行くのではないかとことは思っておりますが、用地交渉ということで、財源、用地費等がございますので、県といたしましても、事業化にならないとその予算がないということで、来年度にはぜひということでは言っていないので、そこら辺を踏まえて、来年になりましたならば、土木事務所の音頭によりまして、役場のほうも全力で支援なり協力をして、用地確保の後に工事ですから一遍にはいかないと思います。来年度は用地の交渉なりということで、再来年になるかどうかちょっとわかりませんが、とにかく早期完成に向けて協力していきたいということで考えておりますので、よろしく願います。

**○6番（井上正宣君）**

この件については、もう随分前から県なりに要望しておりますので、もう目の前にそういう着工が見えてきておりますので、よろしく御尽力をお願いいたします。

それと同時に、井手口地区も歩道設置を急いでもらわないといけない区間がございますから、それもあわせて土木事務所に強力にお願いしていただきたいと思っております。その件はこれで終わります。

その次に移ってください。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次に進みます。

要旨2、中学校東側道路の段差効果はどうかにつきまして、執行部の答弁をお願いいたします。

**○建設課長（白濱博己君）**

要旨の2番目、中学校東側道路の段差効果はどうかということでございます。お答えいたします。

中学校の東側交差点の安全対策といたしまして、昨年度に交差点南側にコンクリート製のハンプということで段差の設置を1カ所いたしました。ハンプにつきましては、自動車の速度を制御する効果がある、弓の形状をしておりますが、滑らかな曲線であるために、自転車の転倒を防ぐための危険性も低く、衝撃音の発生も抑制されているということでございます。

設置につきましては、段差表示といたしまして、ハンプ上に黄色い矢印と、前後につきましては、白線等で凹凸ありというような表示をつけておるところでございます。通行に際しましては、時速20キロメートル以下を想定しておりますので、時速30キロメートルで通行したらバウンドするかと思っておりますが、設置後につきましては、よりスピードを落とされて通過されておるようでございますので、自動車の速度を制御する効果という観点からいたしますと、効果があっているものということで思っております。事故等もそれ以来お聞きしてはおりませんし、また中学校のほうからも交差点を通過する車の減速状況が改善されたということも聞き及んでおります。

今後につきましても、通過される方へのさらなる注意喚起のために必要な措置等につきましては検討していき、交通安全につきましては十分今後につきましても払っていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

**○6番（井上正宣君）**

この件については、私、十何年前に一般質問でお伺いしておりますが、その当時は、この段差の問題、これは日韓剣道の中で韓国に行ったときに、学校周辺、それから病院の周辺が全部この段差をつけてあるわけですね。なぜかと聞いたら、やっぱりスピードを落とすと、そういう効果があるし、もう韓国全土でこれはやっているということでしたけれども、日本の場合はどうかと聞いたら、段差によってもし交通事故が起きた場合に責任は道路管理者にあるという答弁をいただいております。それで、私も諦めておりましたが、知らない間に上峰町にその段差をつけていただいている。私は非常に期待をしておりました。ただ、段差によってスピードは落とすんですけれども、看板の位置、段差ありの看板の位置、それと、その段差のところを目印としてやっぱり手前、30メートルか50メートルぐらい手前から、あ

あ、段差があるなというような標識というか、着色、韓国では全部黄色を塗ってあります。黄色の塗料を塗ってありますが、私が提案したいのは、黄色の蛍光塗料、あれを全面に塗っていただくと夜中でもぱっと光るわけで、あそこに段差があるなというのがわかるんですが、段差の前後にいろいろ道路に書き散らかしてあるのが目ざわりで、段差があるのか何かわからない。特に雨降りなんかはもうごちゃごちゃですよ。あそこの北側の交差点の道路全面にしてある着色ははっきり見えますが、その区間にあるああいう塗料をいろいろ書き散らかしてあるんですが、あれは効果はあんまりないんじゃないかと思いますが、あの書き散らかしで幾らぐらい予算がかかっているのか、ちょっと調べてほしいんですが、もったいない標識だなと思っております。後で結構ですから、あの書き散らかし幾らぐらい予算がかかっているのか、ちょっと教えてください。

この件については、効果があっているということですから、できれば、あと100メートルぐらい南のほう、あの交差点から4方向から来るわけですから、危ないと思うところはその手前のほうに段差をつけていただければ、非常にスピードが出せなくて交通安全にいいと思うんです。それも中学校に限らず、小学校周辺、それから病院の周辺、役場周辺もそうですが、そういったことをしていただければ、全国的にも上峰が一番進んでいるんじゃないかなと思われると思います。

とにかく、韓国が随分早くからこれをやって効果を上げていますから、こっちにつくって、もう何か書き散らかさないようにして、黄色は黄色で全面でやっぱりやっていただくと効果ももっと倍増すると思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○建設課長（白濱博己君）

議員御指摘の書き散らかしておられるということで表現がありましたが、実はあそこは中学校の交差点で重要な交通安全の危険箇所でございますので、いろいろな要望があった中で、総務課さんも含めてしているということで認識はしております。

先ほど手前側に見えにくいやつを事前にしたらということですが、実は中学校のほうに私は聞きに行きました。南側から来る車は、もう実際ハンプがあるというふうなことで、初めての方はちょっと無理ですけど、あるということで、本当に効果があっている、あそこにハンプがあると。ただ、北側から来る分が十字路の南側にあるものですから、表示はしておりますけど、交差点にスピードを出してくるということもございました。どちらかといえば、北側にも必要なということを中学校のほうからの御指摘により必要とは感じておりました。

いずれにいたしましても、今後そういう状況を見ながら、事前の看板等につきましては、今後検討していきたいということで考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから済みません、もう1つ。ハンプの上に黄色い塗料ということもございました。

ふだんは見えますが、雨の日、特に雨がひどい日の夜なんか見えにくいかと思っておりますので、

この件につきましては今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

**○6番（井上正宣君）**

済みません、ついでに、ホームセンターに行ったときに、黄色の蛍光塗料が1本で1,500円以内です。あれが1平米ぐらい塗れますから、5本ぐらい買ってきて課長が塗れば、もうきれいになります。業者に頼むと物すごく高くつくと思いますから、そういう方法で工夫して塗ってみてください。剥げたらまた塗ればいいわけですから、できるだけ費用を抑えて頑張ってみてください。

次に進んでください。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次に進みます。

要旨3、神埼北茂安線の加茂交差点より西の早期着工に向けどのように考えているのかにつきまして、執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（白濱博己君）**

要旨3の神埼北茂安線の加茂交差点より西の早期着工に向けてどのように考えているかということで答弁させていただきます。

現在、御案内のとおり、加茂交差点から東の分につきましては、改良工事がもう進行中でございます。九丁分及び中村地区につきまして、予定では平成30年度までの計画でございます。県といたしましては、平成28年度の予算で国の大型補正予算を獲得されまして、繰り越してでも平成20年度中には加茂の交差点までの工事は全て完成させたいということで、先般の期成会の折でも所長のほうから説明があっておりました。

議員御指摘の加茂交差点より西側の早期着工についてでございますが、県といたしましては、加茂の交差点までの開通、事業完成の後に引き続き事業化を継続的に進めてもらうということで、その考えもあるようでございます。

今現在、吉野ヶ里地区なり神埼地区においても、その神埼北茂安線の早期の整備ということで今動いておる状況でございます。昨年その地区につきましては測量をされまして、今年度そのルートを選定のために地元説明会が開催される予定ということでお聞きしております。全体的に今後事業化が加速されると思いますので、今後につきましても早期着工に向けて要望を重ねていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

**○6番（井上正宣君）**

この神埼北茂安線についても、随分前からもう要望しておりますが、なかなか前のほうに進まないということで、先月、土木事務所の所長にも申し上げましたけれども、何しろ予算が少ないと、やりたいけど予算がないということでしたけれども、私が以前から申し上げて

おりましたように、現在、今村代議士が復興大臣になっておられます。その以前は国土交通委員長でしたから、そういったときに陳情を重ねておれば予算獲得が容易にできたんじゃないかと思っておりますし、今、岩田代議士が国土交通委員会の委員でございまして、今村先生も恐らく影響力はあると思いますから、そういった点での予算の要求、陳情、こういうのもやっぱり日ごろの活動の中から予算獲得しないと、土木事務所の所長に幾ら言ってもなかなか予算獲得できないということでした。いろんな形もございませけれども、みやき町のほうからはそれ以外の暗渠排水対策とかいろんなことが出ておりましたけれども、そういう予算がないということで、農林のほうも全然そういう予算はございませんと、そいぎ上峰のほうはどうしましたかて、上峰、別予算で獲得していますから、そういった方法でやってくださいということでしたので、予算獲得については土木事務所の道路関係じゃなくて、いろんな形で予算要求をすれば可能な点がすごくあると思うんです。だから、いろいろやっぱり陳情を重ねながら聞いて、そして獲得に励んでいただきたいと、そうすれば道路も早くできるし、いろんな改修工事も早くできると思います。その点の努力をよろしく願いまして、この項を終わりたいと思います。

**○議長（寺崎太彦君）**

答弁はよろしいですか。

それでは、次に進みます。

質問事項3、国際交流その後は、要旨1、日韓カラオケ大会は大丈夫かにつきまして、執行部の答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

おはようございます。6番井上議員の質問事項3、国際交流その後は。要旨1、日韓カラオケ大会は大丈夫かという御質問にお答えをいたします。

日韓カラオケ大会の舞台として、上峰町文化協会の御協力を得ております。毎年11月に行われます文化祭において、演芸発表の日に同日開催をしていただきます。ことしは11月3日木曜、祝日の予定でございます。例年の演芸発表に続いて1時間程度の枠をお願いしております。現在、参加者の調整を行っているところでございます。

以上です。

**○6番（井上正宣君）**

この件についても、大分前からやきもきしておりましたけれども、やっと向こうと連絡が繋がったようで安心しておりますが、向こうから何名見えられるのか、どういう形で来られるのかですね。行政のほうからもどういう要請をして、とにかく教育委員会のほうとしてはカラオケのほう、行政のほうは市長さん、議会の議長さん、そういった形での一緒においになるとは思いますが、そこら辺の内容をちょっと教えていただきたいと思っております。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**



かもわかりません。議員の皆さん方には積極的に御参加して歌われることは非常に、先方から議員の皆様もおいでになると伺っておりますので、そういう幅広い方面から日本からの出演といいたいでしょうか、それをお願いしていきいたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○6番（井上正宣君）

とにかくもう期間が、期日が迫っておりますからね。あと残り一月半です。相撲でいう一月半ぐらいならいいですよ、45日しかないですから、今から人選して、もう大会が目の前に迫ってきて、決まったといっても、練習する時間もない、何もない。恥をさらすことのないように早目に決めて、そして、向こうから何名お見えになるのかわかりませんが、それも早く掌握をしてこちらが対応しないと、全然前に進んでいないような、そこら辺がありますから、そうしないと、あと文化協会のほうでどれだけやっていただくか、文化協会のほうも困ると思うんです。プログラムの作成からなんからありますから。ですから、早急にやっぱり進めていただいて、足を一步でも二歩でも前に進めていただかないと解決しないと思うんですよ。

それから、これは日韓カラオケ大会に伴って、向こうの市長さんとか議長さん、10名ぐらいですかね、北村室長、答弁をお願いします。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

先ほどお尋ねがございました人数につきましては、吉田事務局長からも答弁がございましたとおり、市長、それから議会関係者を含めまして、およそ10名程度というふうにお伺いしております。

以上でございます。

#### ○6番（井上正宣君）

10名プラスカラオケの出場される方ですね。でしょう。その10名で対応ですか。市長さん初め10名の方が見えられる方がカラオケに出られるわけですか。そこら辺はつきりお願いします。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

カラオケに参加する人数はということでのお尋ねでございます。

現在、このカラオケ大会への参加の意向、人員について驪州市のほうで調整をさせていただいておりますが、まだ、何名ということが決まっておりません。また、井上議員と事前、前にお話しいただいた剣道連盟とか文化関係での皆さんも参加していただけるというお話も以前ありました。そのことも含めて、また今後井上議員と御相談できたらと思います。よろしくお願いたします。

#### ○6番（井上正宣君）

課長、今言われておりましたけれども、市長さん、議長さん初め10名の方の中から出られ

るということじゃなくて、それ以外に歌われる方は随行してこられるという考え方ですか。そこははっきり早目にしないと、もし足りない場合は剣道関係の先生たちにも連絡しなきゃいかんわけですよ。こっちでもたまたしよって、それが把握できなくて急に来てくれといっても、それは無理な話ですから、私が言っているのは、できるだけ早く早く進めていただかないと、これはもう大変難しい問題と、こちらの対応もごさいます。そこら辺をもう一回御答弁をお願いします。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

ありがとうございます。驪州市のほう、今、間に入って連絡をしていただいておりますので、再度御確認をして進めていきたいと思ひます。ありがとうございます。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次に進みます。

要旨2、韓国以外の国とも交流を考えているのかにつきまして、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

韓国以外の国とも交流を考えているかということについて答弁を差し上げます。

冒頭、議員の御質問の中では、たしか小・中学校の交流、特に英語圏を念頭に置いた御質問であったかというふうに記憶しておりますけれども、そこにつきましては、小・中学校、それから教育委員会のほうにそういった韓国以外の国との交流の御意向があるかどうか確認をしてみたいと思ひますけれども、私のほうからは、町全体の国際施策を所管する立場から、町の基本的なスタンスということで答弁をしたいと思ひます。

現在のところ、本町から友好交流関係にごさいます韓国の驪州市以外の海外の自治体等への働きかけ等は行っておりませんで、また逆に海外からの打診等もないという状況でごさいます。

参考に、県内の他の自治体の例を見ますと、地理的な関係から、やはり中国ですとか韓国との交流が多くなっておりますけれども、交流に至るきっかけとしましては、経済案件であるとか、民間レベルの交流からの発展であるとか、さまざまなパターンがあるようでごさいます。

今後、もし何らかそういった案件があった場合には、町の国際交流推進委員会に諮問を行うなどしまして、そういった手続を踏んで検討を行いたいというふうに考えております。

以上でごさいます。

**○6番（井上正宣君）**

この韓国以外の国との交流というのは、もう随分以前ですから、30年ぐらい昔ですが、当時まだ東西ドイツがあったころ、西ドイツからスポーツ少年団の子供さんたちが上峰町においでになりまして、私の家にも民泊をしていただきましたけれども、そういう韓国以外です

ね、特にフィリピンも大変日本に多くいらっしゃると思うんですが、上峰が子供たちについては英語力を高めるためにはどうしても外国の人とのそういう交流の中から覚えていただくと。特に韓国の大神中学校なんか英語はすごいですから、上峰中学校も姉妹提携を結んで非常にいいと思います。日本語、ハングルができなくても英語で会話ができますから、やっぱりそういうことを考えると、国際的な交流というのが必要になってくると思いますし、特に中国の方も多いと伺っておりますけれども、東南アジアの方たちですね、特にそういった皆さん方が、タイとか、カンボジアとか、インドネシアとか、ベトナムとか、そういう国とのつながりがあれば交流をしていただいて、日本でできることは日本でやる、向こうから学ぶところは向こうから学ぶという形での国際的な感覚、井の中のかわずじゃなくて、やっぱり広い視野を持って子供たちに育ててほしいという気持ちもございますので、そういう点でどのように交流を考えていらっしゃるのか。町長を初め全課長さんにも御答弁をいただきたいと思いますが、交流をしたほうがいいと思う方、もうしなくていいという方、町長さん初め全課長さん、よろしくお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

私は、東南アジアは特にしたほうがいいと思っています。日本との関係が強固な国もございまして、人口も爆発的にふえておりますし、平均年齢も若い、物価も今や2分の1に迫るホーチミン市でございます。そういう意味でも、ベトナム初めいろんな東南アジアの諸国との関係を強化する機会があれば、ぜひ結んでいくことが必要じゃないかと思っております。（「短目に、早くお願いします」と呼ぶ者あり）

**○会計管理者（岡 義行君）**

私も民間等の交流も含めまして、できるだけそういうふうな経験を個人的にもしたほうがいいと思っております。以上です。

**○総務課長（江崎文男君）**

上峰町のPR的なものを考えますと、国際交流については、私のほうは大いに賛成いたします。

**○財政課長（高島浩介君）**

先ほど議員が言われたとおり、英語圏等を中心にやっていくのはよろしいかと思いますが、財政としてはできるだけ旅費等がかからないところでお願いいたしたいと思います。

**○建設課長（白濱博己君）**

いろいろな国と交流するということは今後の国際感覚なり、そういう形での見聞の視野ということで私は必要かと思っております。しかしながら、すぐするというんじゃなくて、そのするために準備が私は必要だと思っております。日韓交流につきましても、議員さん以前に剣道関係のおつき合いがあって、それから時間があって今の交流になったと思っておりますので、結構時間が

かかると思いますので、まずそれに向けての準備もぜひ必要かなということで考えております。

以上でございます。

**○産業課長（小野清人君）**

実施の方向でよろしいかと思えます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

私も全面的に賛成をいたします。

以上です。

**○生涯学習課長（江頭欣宏君）**

生涯学習課としても、一生勉強でございます。ぜひ国際交流が必要だと思っております。どうかよろしく願いいたします。

**○文化課長（原田大介君）**

文化課といたしましても、外国の歴史や文化を知ることが、とりもなおさず日本を知ることとなると思えますので、ぜひ進めていきたいと思えます。よろしく願います。

**○住民課長（福島敬彦君）**

井上議員の御質問でございます。

私といたしましても、子育て支援、住民課としまして、他国の子育て支援の面、そんな面のよさとか、そういった分の交流とかも含めまして賛成でございます。

**○健康福祉課長（河上昌弘君）**

基本的には賛成の立場でございます。しかし、行政主導ということだけではなく、民間のほうもそういった機運が高まっていくような形で実施していくほうが望ましいかと思えます。

あわせて、国際市場への開拓、あるいは国際競争力の強化、そういったものに資すれば英語圏あたりが望ましいかなというような考えは持っております。

**○税務課長（坂井忠明君）**

余り幅を広げるのはどうかというふうに思っております。日韓カラオケ大会がまず成功するのを確認して、数回終わってからでもよろしいのかなと思っております。

以上です。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

この確証につきまして、確かに今私もグローバル化ということで、英語圏のことでオンラインなどを実施させていただいております。町長さんを初め全課長様が積極的に国際交流で、英語圏ではということでございます。確かにそのとおり思っています。そのやり方につきまして、いろいろと工夫することがあろうと思えます。研修に行くこともありましょうし、インターネットを使ってできることもありましょうし、そういう方法について国際交流といいますが、英語圏との交流にもいろいろあると思えますので、そういうことを研究しながら具

体的に子供たちにプラスになる、また、地域の皆さん方にプラスになるような国際交流のあり方ということについて今後検討してまいりたいと思っております。

目的は、子供たち、あるいは地域の皆さん方のグローバル化に対する援助と支援ということになればと思っております。積極的な働きかけをできていくようにしていきたいと思っております。

以上です。

**○6番（井上正宣君）**

ただいま課長さんたちのお考えをお聞きしましたけれども、これからの子供たちは、教育長が言うようにグローバルな社会ですので、上峰町にも外国人登録された方も多数いらっしゃるし、特にやっぱり今からの子供たちも海外青年協力隊とかいろんな形での海外に出ていく子供たちもふえてくると思います。そういった中で、ぜひ全員力を合わせて上峰町も国際色が強くなっていくように考えております。

この件については、これで終わります。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次に進みます。

質問事項4、副町長の辞任について、要旨1、副町長はなぜやめたのか、町民にどう説明したらよいかにつきまして、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

井上議員の御質疑に対し、前段からさまざまな御指摘をいただいていることと重複するかもしれませんが、御容赦いただきながら答弁申し上げたいと思っております。

一身上の都合で辞任したいということで申し出を受けました。プライバシーにかかわることなので、それ以上の質問もしておりませんが、健康上の理由によりこのたび辞職することになりました。議員の皆様を初め、町民の皆様方にも大変な御心配をお寄せいただいているものと承知しております。

診断書は出ておりますが、病状等についてはプライバシーにかかわることなので私からはお答えできません、少なくとも本人の承諾がなければ公表できないというふうに理解をいたしているところでございます。

以上でございます。

**○6番（井上正宣君）**

この件については、同僚議員のほうからも再三質問がっておりますが、私がちょっと知りたいのは、まず町長、副町長の住んでいるところを御存じなかったということで、自分の女房役がどこに住んでいるかわからんでよかったですか。通常、いろいろ芸能界でも夫婦で別居しとったら必ず離婚に結びついて別れてしまうんですよね。ですから、やっぱりそこら辺はお互いにフォローし合ってやっていかないと、住所も知らないでと。まさか住所不定の

副町長じゃなかったわけでしょうから。だから、やはり町長は副町長と女房役でコンビですから、やっぱりその辺は知った上でお互いに町のために御尽力していただくのが当然と思いますが、その点どうですか、知らなかったじゃ、ちょっとまずいんじゃないかと私は思っております。

**○町長（武廣勇平君）**

常々住所を聞くときには私の中でアラームがなりまして、具体的に特定し過ぎるのは、特に女性に対しては失礼だという認識を、勝手な考え方かもしれませんが持っております。下津毛地区にお住まいだということは認識しておりましたし、恐らくグッデイのあのあたりだということぐらいはわかっていたのですが、アパートもマンションもございますし、私はそのマンションのほうに入居されているものだというふうに理解しておりましたが、いまだにその後も確かめておりませんので、どのアパートか確かめる必要があれば確かめようと思っております。

先日も申し上げましたけれども、現在は個人情報について詳細に、また出自について、あるいは家族構成について聞くことについての意識は、問題意識を常に持つことが重要だという指摘も一方でございますので、また一方で、議員おっしゃいますように、町長の副町長という立場でございますので、そこについてはお互い知り得る範囲については共有、知るべき部分については知るべきだという議論もありますが、いまだに私の中では、どこにお住まいかについてはやっぱり個人情報の部分が多いのではないかと。よって、特に女性ということもあり、送迎も私はしたことがございません。御自身で自動車学校に、ペーパードライバーであられましたので、自動車学校に行かれるように努力されていたということは聞きました。

以上です。

**○6番（井上正宣君）**

副町長が出張されて、その後連絡がつかないと。そういう状況の中で議会では、議長が連絡しても連絡がつかない。ということならば懲罰がかかるわけですが、行政のほうとしてそういった懲罰問題は出ないわけですかね。しかも、報酬関係ですね、長期欠席、全然連絡も何にもない中での報酬の支払いはできるのかできないのか、その点をちょっと御答弁を、簡潔にお願いいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

休暇の申請をいただいておりますが、懲戒処分の対象にはなるよしはございません。また、給与につきましては、返納を申し出られておりますが、これについても法律の専門家に確認したところ、むしろ返納を受けなければならないというような御指導を受けているところでございますので、返納については申し出どおり受け入れているところでございます。（「次へ行ってください。一発回答です」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次に進みます。

質問事項5番目、中学校体育館南側の土地買収について。駐車場用地として確保できないかについて、執行部の答弁を求めます。（「町長、一発回答をお願いします」と呼ぶ者あり）

○町長（武廣勇平君）

中期財政計画上、駐車場用地として確保する予定にはございません。また、今いろいろ開発行為が出ていく流れにもなっていると聞き及ぶところでございまして、現在、一発回答するとすれば、駐車場用地として確保できることは難しいという認識を持っています。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、6番議員の一般質問が終了いたしました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございしますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時35分まで休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

通告順のとおり、7番吉富隆君よりお願いいたします。

○7番（吉富 隆君）

皆さんこんにちは。7番吉富でございます。若干風邪がみでございますので、聞き取りにくい点があるかと思いますが、御了承をお願いしたいと思います。

きょうの朝、佐賀新聞に目を通しましたら、本当にびっくりしました。給食の問題でございしますが、来年4月から無料化という記事が出ておりました。本当に無料化ということはいいことではないかなと私個人的には思っておりますが、議会にはもっと早くお知らせをしていただければなというふうに思っていますと同時に、予算等々もございしますので、そのときにきちっとした形で質問させていただきたいというふうに考えております。

さて、一般質問に入らせていただきますが、大きく4点ほど質問通告をしておりますので、通告順のとおり質問をさせていただきます。

まず1点目に、ふるさと納税についてでございます。

1点目に、現在の進捗状況についてお尋ねをさせていただきたい。

2点目に、28年度の目的と――わざわざ目的という言葉を使わせていただいておりますの

は理由がございます。これも局長から指摘を受けましたんですけれども、目的ということで御理解を、チェックのときにはしていただいたところがございます。

この2点目につきましては、納税額と括弧書きで入れておりますので、4月から8月までの納税額を教えていただければ幸いかと思っております。

この28年度の目的というものは、やっぱりふるさと納税には目的があって、きちっとしたことでやっていく必要があるのではないかと思っております。なぜならば、27年度については、21億円の納税者がおられました。本当に職員の皆さん、町長初め努力をされ、手探り状況にもあったかなというふうに思います。そういったことでもございましたので、目的をきちっと定めたところで、このふるさと納税に着手をしていただきたい、この目的についてお尋ねをさせていただきます。

それから3点目に、今、スタッフは何人でやっておられるのか、これもお尋ねをしたいというふうに思っております。これには臨時職員、それから委託経営者、そして職員等と合わせたところの数を教えていただければと思っております。

それから4点目に、返礼のチェック及び、事故対策について、町はどのように考えておられるのか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

それから5番目に、6月定例会の折に、補正について、10,800千円の件でございますが、これにも私は大賛成をしておりますが、この中身について若干お尋ねをさせていただきたい。

これはプロポーザル方式で公募をされております。その期間——業者名は、ここに資料がありますのでわかりますが、6月の補正でございますので、約9カ月間の金額に値するのではないかと思っております。来年度以降はどうなるのか、この10,800千円が変わってくるであろうと思っておりますので、そこら辺についてお尋ねをさせていただきたい。

それから、町内業者の活用についてでございます。

これは返礼の品でございますが、今現在、町内の業者と、よそから返礼を調達しておられると思っておりますので、そのパーセンテージもわかれば。それと、今後どのような形で町内業者にこの返礼品物を広げていくかどうかをお尋ねさせていただきたいというふうに思っております。

このふるさと納税には、大変すばらしいことを行政、町長初め頑張っておられますので、この件についてお尋ねをさせていただければと思っております。

それから、大きく2番目に、プロポーザル方式についてお尋ねをさせていただきます。今年度実施したプロポーザル方式の契約について質問させていただきます。通告のとおり、資料を求めていますので、資料に基づいて質問させていただきたいというふうに思っております。

28年度に、8月いっぱいまでに9件のプロポーザル方式で採用されております。5番目から9番目につきましては、いろいろと議会の中でも議論をしてまいりました問題であります

ので、教育課については、質問は避けていきたいというふうに考えております。

この委託契約の業者名等々は出ておりますが、ここに金額が入っておりませんので、4つの案件につきまして、金額を教えてくださいと思っています。

このプロポーザル方式についても、メリット、デメリットは多くあるであろうというふうに思っております。まだまだプロポーザル方式につきまして、私も勉強不足ではございますが、勉強不足ゆえに執行部のほうにお尋ねをしてみたいというふうに思っております。

それから、大きく3番目でございますが、副町長の件について、副町長の辞職についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

同僚議員からも、9人中8人の方が副町長の件について通告をされております。その中で、私も質問する案件がなくなったなと思っておりましたが、疑問点が幾つか出てまいりましたので、その疑問点についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

それから2番目に、今後、副町長を置くかどうかということで、町長がどう考えておられるのか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

大きく4番目に、道の駅建設についてでございます。

現在の進捗状況について、まず、お尋ねをさせていただきます。

それから、前回もこの質問をさせていただいております関係上、調査を2年かけてやると、これは予算化されておりますので、その結果についてお尋ねをさせてもらいたいと同時に、上峰町にとって、この道の駅建設というのは大きな問題だと思っております。いい意味です。そうしますと、今、町長が取りかかっておられる事業でありまして、ぜひ進めていただきたい。

そうしますと、今の町長さんが来年選挙というようなことでございますが、そこで、やはり町長が今後、まあ、出馬しんさろうとは思いますが、そこでどうされるか、お尋ねもさせていただきたい。このプロジェクトは町長なしでできないと僕は思っていますので、その辺についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

90分という時間の制限がございますので、回答につきましては明快に短くお願いをして、総括質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

#### ○議長（寺崎太彦君）

それでは、まず最初に、ふるさと納税について、要旨1番、現在の進捗状況について、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

吉富議員のふるさと納税について、要旨1、現在の進捗状況について、私からお答えを申し上げさせていただきたいと思っております。

ふるさと納税業務については、業務の効率化などを図る観点から、従前職員が行っていた寄附の受け付けや返礼品の配送などの業務を、6月より外部業者に委託しているところでご

ざいます。

こうした中、本町への寄附は、4月から8月末までに、合計でおよそ4万件、金額では7億円となっており、県内の自治体では最も多くの寄附をいただいている状況にあります。

参考までに申し上げますと、4月が7,299件、金額が115,280千円です。5月が5,427件、金額が92,213千円、6月が4,930件の107,972千円、7月が1万2,562件で209,104千円、8月が1万1,610件、金額が182,946千円ということで、合計の4万1,828件の707,513千円でございます。

ふるさと納税は、その寄附金が本町の貴重な財源となるとともに、本制度を通じて町の特産品の開発、PR、ひいては事業者等の育成にもつながると考えているため、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○7番（吉富 隆君）

ただいま町長のほうから、進捗状況について御回答いただきました。本当に大変な事業であるということは承知をしております。今から12月までが本当に勝負どころであろうかなと思っておりますが、ぜひとも、このスタッフの方には健康に留意されまして、御尽力を賜ればというふうに思っております。

平均的に言えば、月に1億円以上の納税者があるということで、素晴らしいことではなかろうかなと思っております。ぜひとも、このふるさと納税については頑張ってくださいなというふうに思っております。

この項につきましては、以上で終わらせていただきます。

#### ○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

要旨2、28年度の目的は（納税額）につきまして、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

先ほど冒頭の総括質疑の中で、吉富議員のほうから目的ということ強調されたものから、納税額といいますよりも、目的のほうに向けて答弁させていただきたいと思いますが、そもそも地方創生のイノベティブなところといいますか、それはやっぱり交通インフラを整備して企業誘致をしていこうというモデルから、地域内の経済循環の拡大が必要だと明確にしたところにあるのではないかなというふうに私は考えております。

今までの地方では、地方に向けた補助金や年金も、地域の企業の稼ぎも、資材購入や消費や貯金を通して、ことごとく東京以下の大都市に還流をしていったわけでありましてけれども、これらが少しでも多くの地域に回るような地産地消を進めなければならないということ、まさにこれがすいがんではないかというふうに思います。

目的ということではございますが、エビカニ合戦に乗じて寄附金を蓄えるということではなく、

最初はそういう段階が出てくるとは思いますが、蓄えができた後に、何もないという町から何かつくろうという動きに変えていく、そういう固まりをしっかりとつくっていく、で、実際そういう動きが至るところで出てきておりますので、これを加速化していくことが、まさに加速化交付金の主要目的であり、11月のイベントを通じて、この上峰町にいろんなものをつくっていく動きのきっかけにできればということを考えております。これが28年度の目的と言えるかなというふうに思います。

納税額につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。

#### ○7番（吉富 隆君）

この目的につきましては、町長言われるように競争性の関連だと思っております。ただし、それは基本的なものであって、町として、このふるさと納税のもうけた分と言うと失礼な話なんですけど、町民だよりも、こういう冊子が全戸に配られております。だから、私、ふと思ったんですが、「ふるさと納税でよりよいまちづくり」というキャッチフレーズを出しておられますよね。この中身について、若干お尋ねをさせていただければなと思っております。

と申し上げますのは、ふるさと納税で職員さん、委託業者もしかりなんですけど、非常に今後、御努力をしていただかなければならない、その中で町の潤いを、目的としてあるんではなかろうかと、目的にこれをつけ加えてほしいなと思っております。町として。国の政策というのは私も理解しているつもりですから、町の今後の対策として、ふるさと納税でまちづくりをどのようにされるのか、お尋ねをさせていただきたい。

#### ○町長（武廣勇平君）

まさに、今取り上げていただいた広報紙でのイベント等は、住民の皆様からの御指摘もあって、ネット上でエビカニ合戦に乗じて取引するというだけでなく、直接のつながり、ふるさと納税を通じて直接上峰の方とか、東京にお住まいの佐賀県の方とかとのつながりを実際ふやすことができましたし、それがきっかけで県人会等も、今、話し合いを進めようかという話まで出てきているところでございます。これは、人のつながり。

同時に、ページビューもふえますので、ふるさと納税サイトの突出した新規ユーザーがふえるということの効果もあると思っておりますが、まさに今言われましたふるさと納税の目的というのは、そういう結節点をいろんなところでつくっていけることではないかと。例えば、申し上げますと、御批判も多いわけでありましてけれども、天衝米にしましても、地域ブランドをちゃんとつくられて、補助金はもう要らないと、自分たちで自立的に運営する費用を得られたと、ことしは恐らくもっと拡大したいという思いでございます。で、バリエーションもふやすという話を先日も聞いてきたところでございました。

あるいは、障害者施設に目を向けますと、和菓子をつくったことで平均工賃が、去年は県内で第2位まで上ることができ、去年の平均工賃を超え、30千円に到達することを今目標に

されております。

あるいは、産地直売所は物が少なく、収量が集まらなくて、ウイークデーはあけられず、日曜日にしかあけられないという状況が続いていました。担い手も少なく、農産物が集まらない。そこに、これは学者さんの提案で、産直に県内の卸業者を使って、いろんな産品を入れていくことでキックバックして、財務の強化をしていくことができるのではないかと言ったら、実際そのような流れになってまいりまして、財務の強化ができ、かつ物が集まるという好循環をつくり出すことができたという一面も、ふるさと納税にはまさにあると。

であるが、町内の商工業者さんとか、まだまだ農産物しかだめっちゃろうというような意識をお持ちの方がたくさんいらっしゃいますけれども、これはそうじゃなくて、実際皆さんで地域内の物を広範に扱えるようなプラットフォームをちゃんと作りさえすれば、いろんなところで結節点が、三方よしの近江商人じゃありませんけど、三方よしの展開ができるというものがこのふるさと納税でないかと思っておりますので、ますますの活用をしていきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○7番（吉富 隆君）

町長のほうから、目的についていろいろと御説明をいただきました。ぜひとも頑張りたいというふうに考えております。

このふるさと納税につきましては、2兆円産業と言われております。そして、27年度どれだけの納税が全国であったかといいますと、1,653億円。まだまだ前に進む可能性があるのではないか。だから、そういったことを含めたところで、28年度どうなの、目的を持ってきっかりとやってくださいよというふうに僕は考えておりますので、町長、答えをいただいとおり、ぜひとも健康にだけは留意をしていただきたい。

27年度の様子をしてみると、土曜、日曜返上、ほとんど11時、12時まで職員は頑張った、今後もそういうケースになるのではないかと思っておりますので、その辺、十分に町長の指示のもとできちとした計画を練っていただいて、12月まで頑張りたいというふうをお願いをし、2番目の項を終わらせていただきます。答弁は要りません。

#### ○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

要旨3、スタッフは何名であるかにつきまして、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

スタッフにつきましては、御質問いただいております寄附者からの電話対応等を担当する臨時職員が4名、また、寄附の受け付けや返礼品の配送等の業務を担当する受託事業者においては4名、最大で今現在確認できているのは5名という体制で業務をいただいているところでございます。

企画段階から業務の進捗等に応じて増員するというような内容で、企画提案を受けていた

ということだと聞き及ぶところでございます。昨年度の経験でいきますと、これから年末に向かって寄附の件数がふえてくるものと思われるため、受託業者においては、状況に応じてスタッフの増員についても対応されると聞いているところでございます。

以上です。

#### ○7番（吉富 隆君）

スタッフにつきましては、4名、4名、5名というような形のようにございます。その中で、委託業者は何名おられるのか。それと、臨時職員は何名なのか、役場の職員さん、ここに何名おられるのか、と同時に、ここのヘッドですね、最終的には町長だろうと思うけれども。

なぜ私がこういう質問をしたかと申し上げますと、別館に何名か、五、六名の方がおられます。僕は朝、週に3日ぐらいは、8時半までには別館のほうに行きます。そうしますと、朝っぱらからお祭り騒ぎで騒いでいるんですよ。これは、職員からも私に、やかましくなかねという問い合わせもありました。しかし、私がどうだこうだという権限はないんで質問をしているんですよ。

このスタッフの頭になる人、町長がずっとついておくわけにはいかないんで、その職員さんがやっぱりヘッドでおるべきではなかろうかと。そうしないと、今後忙しくなるにつれて、非常に問題があるのではないかと、去年の実績から見ると。去年は職員さんが頑張っていた、それに臨時職員がついていたんで、何ら問題なかったかと思いますが、委託業者なり、臨時職員、そこにしっかりしたヘッドがいないと、非常にトラブルの原因になるのではないかなという感じがしますもんですから、今後そういったことをきちっとした形でやっていただければなと思います。

町長言われるように、今から物すごい件数が入ってくるはずですよ。去年の実績から見るとですね。それと、やっぱり27年度については、21億円と莫大な金を、びっくりするような金であります。町民の皆さんは、返礼が50%だという認識を持っておりまして、1,050,000千円町に残ったような感じをされております。私が計算すると、33%程度が町に残っているのではなかろうかという感じをしています。綿密に計算はしておりませんが、その辺の町民の皆さんの誤解も解く必要があるであろうというふうに考えておりますので、そこら辺について町長のお考えをお尋ねしたい。

#### ○町長（武廣勇平君）

今、るる御質問もいただきましたが、御質問の内容としましては、最後の返礼品に伴う割合と町に残る分についての割合ということであると思いますが、33%ということで議員のほうから御案内ございましたけれども、仮に初年度の数字が、議員お確かめのように33%だったとしても、初年度にはイニシャルコストとして、さまざまな備品等の購入であったり、システムの導入費であったりするものですから、次年度につきましては、もっと上回るものが

あると思いますし、基本的には返礼品と送料を出しているというような状況でございますので、33%以上の戻りが入ってくるものになると思います。

また、町のほうに蓄えられた中で、いろいろな投資費用として、その辺もカウントされて33%なのか、定かではございませんけれども、例えば、年賀状を送ったり、そういう活動もしておりますので、その点も確認する必要がありますし、今、手元に数字を持ちませんので、何ともお答えしようがございませんが、1つだけ言えるのは、初年度よりも次年度のほうがイニシャルコストの分が割り引いていけますので、町に残るお金としては多くなるだろうということとは言えると思います。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま町長のほうから、数値的なことは定かではないとしながらも、前年度よりもコストは安く上がるであろうというふうに御答弁をいただきましたけれども、私は逆ではなかろうかなという感じをしております。

と申し上げますのは、スタッフの人数は多いですね。それから、「ふるさとチョイス」の5%につきましては今までと変わらないであろうというふうに思っておりますが、返礼の50%というのは変わらないのでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

返礼の50%というものは、始めてからずっと一緒の形で進めているものと理解しております。

**○議長（寺崎太彦君）**

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思いますと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

**○議長（寺崎太彦君）**

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

**○町長（武廣勇平君）**

吉富議員の御質問の中に私の答弁漏れがあったということで、先にお答えをさせていただきたいと思います。

現在、委託業者には、代表者が責任者としておりますが、現場責任者というものは、実務的なところでの任用というのはされていないという状況でございますが、代表者にしっかり

私のほうから、騒がしいような状況を何とか改善するようにお伝えをさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ御容赦いただければと思っております。ありがとうございました。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま町長のほうから、責任者へはきちっとした形をとるということで理解をしたところでございます。ぜひとも、本来ならば職員さんがそのヘッドでおったほうがいいのではないかなという感じを僕は持っていたんだけど、町の方針として、委託業者の責任者にきちっとした形をとるということで理解をいたしましたので、先に進んでいただきたい。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次に進みます。

要旨4、返礼品のチェック及び、事故対策について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

返礼品のチェック及び、事故対策について御質問でございます。

返礼品のチェック及び事故対策につきましては、特に返礼品につきましては、町で購入して配送をしていることから、売り主である業者に対しては、売り主として、品質や配送等について責任を持って対応いただくよう契約を締結して、品質等確保するようにしております。

また、ふるさと納税業務においては、今年度よりマイナンバーを扱うようになっているため、提出された個人番号カードの写し等の資料は鍵のかかる倉庫に保管し、マイナンバーを扱うパソコン等は、インターネット等の外部ネットワークと遮断をして、漏えいがないように対策を現在とっているところでございます。（「事故対策」と呼ぶ者あり）

失礼しました。先ほど私が答弁申し上げた事故対策については、冒頭の部分とちょっと違うのかもしれませんが、個人情報流出の問題等々がございました。そのため、特にマイナンバーを扱うようになった後の情報の保管対策という意味で答えさせていただいたところでございます。

もし議員がおっしゃる返礼品の事故対策という意味でいいますと、例えば、肉が傷んでいたりだとか、野菜が腐っていたりだとかいうことにつきましては、現場でそのたび連絡をさせていただきながら、寄附者に対する対応を、その都度、ケース・バイ・ケースで行っているというのが現状であろうと思っておりますが、現在、一番の問題でありました、返礼が4カ月、3カ月、半年ぐらいおくられていた時期と考えますと、随分それが短縮され、委託業者に委託することで効果を発揮できているものと思っております。

これから、9月から12月に向けて、また遅滞のないようになるべく進めていくことが必要とされておりますが、現在、昨年を上回る寄附等が出てくる可能性もありますので、マンパワー不足になる懸念も十分考えられるということをつけ加えて、答弁とさせていただきます。

**○7番（吉富 隆君）**

返礼品のチェックというのは、業者任せではできないと僕は思っています。なぜならば、

今現在、この世の中はネット上で販売——販売というか、返礼、納税をしていただいているわけですから、非常に上峰町は人気があるわけですね。その裏返しにしますと、ネット上にこういうことがあった、ああいうことがあったと、もしあったときには、恐らく納税額はがばっと落ちるであろうと、そういう心配のもとからチェックをきちっとやってくださいよと。もし、そういう問題等々の事故が起きたときには、やっぱりきちっとした形をとっていただく、そういう組織も必要ではなかろうかなと、心配の余りに言っているわけですが、そういうことも必要ではなかろうかなと、僕は返礼品のチェックというのは、そういう意味合いで質問させていただいておりますので、御理解をしていただければと思っております。

本当に今から忙しくなるんで、2カ月、3カ月もおくれる返礼も出てくるであろうというふうに思います。そのためには、スタッフもまた増員という形もなるのではないかと思っております。この辺については、きちっと町長を軸にしたことで指令を出していただければというふうをお願いをし、この項は終わらせていただきます。

#### ○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

要旨の5、6月議会での補正について（1,080万）につきまして、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

先ほどは返礼品のチェック、事故対策について、本当に、一番私も常に着眼している点について御指摘、御指導いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、返礼品のチェックの後の、6月議会での補正について（1,080万）についての答弁を申し上げさせていただきたいと思っております。

御質問の補正の件は、ふるさと納税WEBマーケティング支援業務でございます。6月議会で予算の補正をお願いした後、7月にプロポーザル方式の業者選定を行い、業務委託契約を締結いたしました。

委託した業務内容は、主にふるさと納税サイトの利用状況に関する調査、分析等のコンサルティング、それが1ですね。2、本町へのふるさと納税に係るICT等を活用した広報、広告、3、ふるさと納税サイトの本町ページへの誘導支援となっております。

具体的には、これまでのところ、一般にランニングページと呼ばれる、ふるさと納税の本町のページへの誘導を促すコンテンツの作成を進めていまして、現在もオープンにしておりますけれども、これから年末にかけて、より多くの方々へPRができるものと期待しております。

これについては、ランニングページでございますので、先ほど申しました3番の項になるというふうに思いますが、①番は調査でございます。調査は、主に3つ行います。トレンド分析、例えば、商材の季節ごとのニーズはどうか、いつ広告を打つべきかという調査です。

もう1つがデバイス分析、サイトや広告はパソコンとモバイル、どちらがメインでこのサイトに訪れているかということ进行分析にかけると。また、ロケーション分析、これは寄附者の地理的分布ですね、また、返礼品や寄附金の使途についての分析をかけるということが1番に当たります。

2番につきましては、専らネットを使う人はよくわかりますけど、ヤフーやグーグル検索したときの上峰町の広告を表示して、先ほど3番で申しあげましたランニングページに誘導する広告業務でございます。

具体的には、そうしたところで活用をしていくということでございます。

以上です。

#### ○7番（吉富 隆君）

ただいま、6月補正について（1,080万）の件でお尋ねをしておりますが、私の趣旨としては、プロポーザル方式で公募をされていたんですよね。ネット上で出てまいっております。その期間と相手先の会社を知りたいのが1点と、10,800千円という、800千円は消費税だと思ふんで、6月定例会の補正でありますので、年度からいえば、大体9カ月間だろうと思ふいます。月割りにすると、一月1,000千円ちょっとになるであろうというふうに思ふいます。

しかしながら、来年度についてもこういったことはされるであろうと、僕は前倒ししてやりなさいと、こう言っていますので、そうしますと10,800千円ではきかなくなるというふうなところも含めたところで御答弁をいただければと思ふいます。

#### ○町長（武廣勇平君）

議員御承知のとおり、ホームページを活用しまして、ふるさと納税WEBマーケティング支援業務に係るプロポーザル選考を行っております。6月13日に起案を受けまして、手続の流れとしましては、6月14日に、私、決裁を済ませ、町ホームページで公募を開始したのは、議員御承知のとおり、6月22日でございます。平成28年6月30日にプロポーザル参加申し込み締め切りを行いまして、ウェアサブから参加申し込みがございまして、7月7日、企画提案書等提出締め切りを経て、7月13日にプレゼンテーション、審査会という流れになってございます。その後、7月13日にプロポーザルの結果について起案を受けまして、15日に私が決裁をした後、8月1日に契約締結しているという流れになってございます。

お尋ねは以上でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上でございます。

#### ○7番（吉富 隆君）

次の項で資料をお願いして、資料の中身について、どの会社に当たるのではないのかなというふうなことで疑問があったんで、お尋ねをしたところでございます。ウェアサブという会社に委託をしたということによろしゅうございますか。

ぜひとも、ふるさと納税がいつまで続くか町長もわからないだろうし、短期間のうちにこういった事業を展開していただいて、よそのまちに負けないような納税額を収納されるよう

に、御努力方をお願いしたいというふうに思います。

この項については、これで終わります。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次に進みます。

要旨6、町内業者の活用について（返礼）、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

町内業者の活用について、ただいまもお昼の時間を利用して、町内業者の方々に集まってお話を聞いていただきまして、ひとつ大きなグループをつくりながら、だんだん町内業者をふやしていこうというふうな決意を交わしたところではございました。

町内業者の活用が、他市町に比べるとおこなっているという認識を持っております。初年度から一番のページビュー数が多い米と肉を中心に、ふるさと納税の商品としてアップをしたものでございますので、それらが殺到したことに伴い、新規商品開発、また、町内業者に商品のアップについての呼びかけ、PR等が不足していたという反省から、現在、先ほどお集まりいただいた、既に希望をお持ちの業者さんだけでなく、これからさらに輪を広げていくための11月のイベントを開催し、ふるさと納税の、そもそもふるさと納税とはどういうものなのか、また、それがどういう効果を生み出すのかについての正しい理解を伝えていく場を設けていきたいというふうに思っております。

現在、おおよそ二、三十社の業者さんがいらっしゃると思いますが、町内業者以外の町外業者の方につきましては、有名な学者さんが言われているように、地域になればつくことを考えなさいという視点で、産直等を通じながら仕入れをし、産直の財務強化ができ、品がそろったところで、上峰産地を名乗れるような拠点づくり、または生産指導あるいは投資活動等を行っていくという流れで、通常、一村一品の視点で、6次化の視点で考えると、逆回転するような話かもしれませんが、そうしたことを通じて、このふるさと納税は町内の地域活性化に資する動きになれるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

唯一、町内業者の中で産地直売所を活用していない業者というのがございまして、それは1つ、肉屋さんでございますけれども、この肉屋さんについては、今後、起業といいますか、上峰町内に事業所を立ち上げていくということで考えておられるようでございます。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま町長から詳しく御説明をいただきまして、御理解したところでございます。このふるさと納税につきましては、町内の業者の開発、そういったものを含めたところで、ぜひとも、1社でも多くできるような策をしていただきたいと思います。強く要望いたしまして、このふるさと納税関係については終わらせていただきます。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次に進みます。

質問事項2、プロポーザル方式について、要旨の1番、今年度実施したプロポーザル方式の契約についてについて、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

吉富議員の御質問にございます、今年度を実施したプロポーザル業務について、お手元に資料としてお配りしております一覧表をもとに説明をさせていただきたいと思っております。

今年度のプロポーザル方式の契約実績としましては、担当課としては2課ございまして、1つはまち・ひと・しごと創生室、もう1つは教育課でございます。番号を付して順に読み上げたがよいでしょうか。（「いいです」と呼ぶ者あり）いいですね。このとおりでございますので……（「上だけ」と呼ぶ者あり）上だけ4つ。

まち・ひと・しごと創生室のほうで、まず、平成28年5月6日に審査会を行った委託契約で行っております上峰町ふるさと納税業務委託、これは株式会社ジッパー（小城市）、契約相手方となっております。2番目に、平成28年6月24日委託契約、上峰町魅力発信拠点づくり事業業務委託ということで、凸版印刷株式会社（東京都）というふうになっております。3番、平成28年6月24日、同日でございますが、委託契約、上峰町儲かる農業育成事業業務委託、公益財団法人九州経済調査協会（福岡市）でございます。4番、平成28年7月13日、委託契約として、上峰町ふるさと納税WEBマーケティング支援業務委託、株式会社ウェアサーブ（佐賀市）ということでございます。

この後も、プロポーザル業務についてはまだまだ控えておりまして、地方創生事業がどうしてもソフト事業を活用なさいというような方向性で進められている以上、プロポーザル方式による委託契約というのは近年ふえていく傾向にあるかというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

冒頭、委託契約先の金額をお願いしておったと思いますが、この金額を3点、一番下の件について、10,800千円ということで理解をしております。それが1点と、プロポーザル方式にはメリット、デメリットがあると思います。それで、メリットが多いから、こういったプロポーザル方式をとられたんであろうと思います。そうしますと、予算はついても、どこの会社に幾らで契約したかというのは、質問しないと議会には出てこない。そうしますと、議案審議でこういったことをきちっとやるべきになってくる。恐らくそういった方向性に変わっていくだろうと思います。

しかしながら、このプロポーザル方式を何でもかんでもいいのかということではないだろうと、町長もそういう考えはないだろうと思っております。これには入札減は出てこないで

あろうと僕は思っています。

そういうようないろいろな長所、短所があるんで、町長の気づいた点だけでも結構なんだけれども、この3点の契約の金額、それとデメリットについて、気づいた点だけでも結構なんで、お知らせをしていただければというふうに思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

まず、先ほど御指名の1、2、3点ですね、上峰町ふるさと納税業務委託と上峰町魅力発信拠点づくり事業業務委託、上峰町儲かる農業育成事業業務委託の契約金額について申し述べます。

上峰町ふるさと納税業務委託につきましては、契約金額が23,823,720円でございます。続きまして、上峰町魅力発信拠点づくり事業業務委託は、30,994,920円でございます。引き続きまして、上峰町儲かる農業育成事業業務委託につきましては、51,840千円でございます。

以上で、契約金額についての答弁を終わります。

プロポーザル方式についてのデメリットにつきましては、室長のほうから答弁させます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

プロポーザル方式で業者選定、契約を行うことのメリット、デメリットということでございます。

業者等へ業務を発注する場合、地方自治法等々におきまして、競争入札によって行うことが原則とされておりますが、案件によりましては、どうしても専門性であるとか、企画の提案力、こうしたものに着目をして業者を選ぶ必要がある案件がございます。

ですから、メリットといたしましては、そういう企画の内容であるとか、その人員体制、こうしたものを見ることによりまして、こちらが期待する効果、こういったものを発現できるような提案を採択しやすくなるというメリットがございます。

一方でデメリットにつきましては、一般的に指摘をされていることでございますけれども、競争入札の場合は、金額に関して競争を行うわけですから、競争で金額が下がるという効果が期待できますけれども、プロポーザルの場合は、もちろん見積書を提出いただきまして、そこも評価をするわけではございますけれども、どうしても企画提案力を重視して業者選定をしますので、若干その点が期待値としては低くなるというところが指摘をされているところでございます。

以上でございます。

#### ○7番（吉富 隆君）

このプロポーザル方式については、デメリット、メリットというのは非常に大きく開きがあるものだと私は思っております。いい面もあります。しかしながら、議員の立場から見ると、議会軽視じゃないのかなという疑問は出てきますよ、当然ですね。そうでしょう。予算は通った、あれ、指名競争入札かなと僕は思う。ところが、プロポーザル方式だったとしま

すと、あとは議会にはわからないんですよ。どこの業者が、どのように契約されたのかというのは見えてこない。そうでしょう。見えないんですよ。

だから、何でもかんでも、町長、そういうことはやらないだろうと思っています。必要性に応じてやっていただければいいかなと思いますが、予算のときにきちっとした形をとっていきたいというふうに僕は思っておりますので。

それから、もう1点、指名競争入札については、50,000千円を超せば議会の承認が要るんですよ。そうでしょう。そうになっています。3番目の51,400千円の件についてはプロポーザル方式と、議会の承認は要らないんですよ。そうでしょう。要らないでしょう。恐らくそうだと思います。

そういった議会に見えない部分が大きな金額で出てくる。私も議員の一人として、こういう問題についてはいかなもんかなと思っています。ぜひとも、こういった問題等々については、議会に事前協議をしていただければ、何らこれは問題ないと僕は思うんですよ。町長も忙しい体であるにしても、やはり議会は議長中心に組織づくりができていて、あとは議長の判断でどうされるかわかりませんが、そういったことも必要性が今後出てくるだろうと。

この4月から8月いっぱい9件ですよ、プロポーザル方式は。そうしますと、何でもかんでもプロポーザル方式を使うのかと、議員の一人として言いたくなる。やっぱりこれは議会軽視に値するのではないかというふうに僕は考えます。

そうしますと、このまま行政でこういったことをずっとやっていかれると、予算のときにきちっとした形をとる、議会の流れというのは変わりますよ、ここで。そういったことも含めたところで、議会とのコミュニケーションを今後はとっていただきたい。ぜひともこれはお願いをしておきたいと思います。

本当に9件というざっと、4月から8月いっぱい9件ですよ。議会は、どこの会社と契約したのか全然見えてこない。この50,000千円の問題も出てきます。そういったデメリットは議会の立場から見ると大きくあるんで、そこら辺については、今後対策を講じていただきたい。ぜひともお願いをし、この項は終わります。答弁は要りません。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次に進みます。

質問事項3番、副町長の件について、要旨1、副町長辞任について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

吉富議員の御質問にございます、副町長の辞職についてでございます。

もう繰り返しになりますが、8月9日に松井副町長から辞任願が提出され、これを受理したところでございます。

健康上の理由により、このたび辞職することになりまして、先ほどから、議会の皆様方からさまざまな御質問をいただいていることと重複するわけですが、プライバシーにかかわることとございまして、文科省のほうとも、そのように統一してお答えをさせていただいている現状でございます。

#### ○7番（吉富 隆君）

本当にもう、町長も答弁に悩んでおられるであろうと推測はするものの、同僚議員の質問の中でいろいろな質問があっていました。その中で、変わってきているわけ。これは僕、疑問に思う。それと同時に、副町長辞職というものについては、上峰町にとって大きな問題だと位置づけを僕はしています。

その中で、いろいろと町長の答弁の中で変革があったなという疑問点だけ一、二点質問させていただきますが、まず、6月28、29、30日が文科省に出張だという報道がなされました。そして、2日間の出張延期という報道のようでございます。その中で、8月9日に、全員協議会の中で町長の説明がございました。その中で1点として、2泊3日じゃなくて、1泊2日の予定で出張をされたということは説明の中でございました。変わってきています。きのう同僚議員からの質問の中では、8月28日じゃなくて、7月27日の午後から出張をされた。（173ページで訂正）そして、2日間の延期という流れに変わってきております。どこが本当なの、これ。僕はそう思います。その件が1点でございます。

それと、もう1点御紹介しますと、私は、松井副町長については、上峰町の副町長だと認識をしております。そうすれば、当然診断書についても、本人から町長宛てに出てくるのが常識ではなかろうかと思っています。中身について、病名等々については個人情報でしょう、恐らくできないと思います。しかしながら、診断書というのは、10日間なのか、1カ月なのか、2カ月なのかと、期日は入ってしかるべきだと思います。これは、公表はできるではなかろうかというふうに僕は考えます。できないとすれば、個人情報関係に値するのかわからないのかわかりませんが、僕はしないと判断しています。

そういったこと等々について、個人情報だということでぶつっと切られれば、やはりこれはいかがなものかというふうに僕は考えています。文科省から出向されて、町長が任命をされて、議会承認しています。全員一致でありました。そうしますと、同僚議員からもいろいろと出ていますが、真相究明は当然議会はやらざるを得ないんですよ。そういうことを御理解いただいて、今、私が指摘をした件について、御答弁をまずお願いしたい。

#### ○町長（武廣勇平君）

私の発言がころころ変わっているというような表現をされました。大変誤解を招いているなというところでございます。私、先ほどまさに吉富議員が8月28日というふうに表現をされましたのが、7月28日の間違いであったというふうに……（発言する者あり）それと同じことです。私も言い間違いをしたままでありまして、6月28日から7月1日までの出張期間

と、6月29日に健康上の理由による休暇ということで診断書が後ほど出まして、8月9日の辞職ということで整理をしているところでございますので、言い間違えた件については、私は大問題だという御指摘をただいま受けましたけれども、ころころ変わっているということではなく、ちょっと言い間違えというふうに理解していただければというふうに思っております。

また、個人情報だとすることで、公職にある者がその内容をオープンにできないということにつきましては、私の認識と、また、文科省の認識と議員の認識が違うんだらうなというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

### ○7番（吉富 隆君）

大変申しわけございません。7月と6月の違いでございまして、深くおわびをし、訂正をさせていただければと思っております。

6月28日から2泊3日の出張というようにございまして。しかしながら、全員協議会は8月9日ですよ。そのときには1泊2日であったというふうなことが言われておまして、それも変わってきた。そして、今、7月と申し上げましたのは、6月27日でございます。大変申しわけございませんが、6月27日午後から出張というのは本当だろうと思えますよ。それは変わってきたと思えます。

同僚議員の質問の中では、町長の携帯電話が壊れたからと、わからんやっただという話もございました。それはそれでいいんだけど、副町長という、置かれておる立場というのは、町長のいわゆる補佐役であり、女房役であるんですよ。しかも、それが3カ月でお帰りになるということについては大きな問題だと僕は捉えております。

いろいろな問題等々ございますが、同僚議員からの質問でお答えいただいておりますので、私の考えといたしましては、個人情報等々ということでございますので、本人に直接聞いたほうが一番いいだろうと思っております。松井さんに。健康が回復されて、文科省に復帰されるでしょうし、どこに配属されるかわかりませんが、その時点で、やはり本人に証人喚問を求めていくような形をとっていきたいなというふうに考えております。

ことしじゅうにはぜひとも回復されることを祈っております。うわさによれば、10月ごろには復帰できるのではないかとこのうわさもございまして、うわさでは動くことはできませんので、私は議会の皆さんにもお願いをし、この証人喚問という特別委員会を設置し、本人から直接聞くことはできますので、これは議会の議決事項ですから、絶対来んばいかんですもんね。そういうことが一番手っ取り早いのではないかと僕は考えておりますので、この副町長辞職については、そういう考えがあるということをお承知いただいて、答弁は要りませんので、この項については終わらせていただきます。

先に進んでください。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次に進みます。

要旨2、今後副町長を置くのか、町長の考えはにつきまして、執行部の答えを求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

これも繰り返しの答弁になりますが、地方創生は待ったなしということで、今からやらなきゃいけない仕事も多々ございますので、できるだけ早い時期に、副町長については選任をしていきたいと、熟慮を現在しているところでございます。

**○7番（吉富 隆君）**

私は、今後副町長を置くのかという町長への御質問に、置くということで理解をしたところでございます。一日も早い、副町長というのは大事なポジションでございますので、国からなのか、町でお雇いになるのか、町長の判断だと思っております。それは、町長の任命権のもとでやられて結構ではなかろうかというふうに思っておりますので、早急に副町長の件についてはしていただければと思います。

なかなかこういう問題が起きると、町長もいろいろと批判されるだろうし、あしたせろということじゃございませんけれども、できればことしいっぱいぐらい、12月には、3カ月あるんでできはしないかなと、期限は僕は申しませんよ。もういろいろ問題があると思います。そういうことも理解しておりますので、その旨、早急にお考えをいただければと、置くということで理解をいたしました。これにはもう答弁もございませんので、先に進んでいただければと思います。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次に進みます。

質問事項4番目、道の駅建設について、要旨の1番、進捗状況について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

議員御承知のとおり、道の駅につきましては、地方版総合戦略に掲載しておりまして、現在、地方版総合戦略を実行するための部会等を擁しながら、議論を重ねているところでございます。また同時に、地域再生計画をつくる準備と加速化交付金の執行に追われているところもございますが、全て総合戦略を実現するための環境づくりという意味で、加速化交付金については執行する際に整えていこうというふうな流れにしております。

私としましては、イオン周辺の再開発を今回しっかりやっていきたいというふうに考えております。イオンのビジネスモデルは、高いものを高く売りたいというモデルでございますけれども、併設されたトライアル、安売り店が出てきまして、なかなか高いものが高く売れず、火曜日にも人が並ぶというようなところで悩んでおられるというような実情を聞きます。

ふるさと納税は、付加価値を高く、地域の物を高く購入していただける、しかも、思い入

れを持って寄附金を下さるといような中身でございまして、イオンが求めるところとひとつ一緒、また、地方創生は、まさに地域の経済の還流が一番大事なすいがんでございまして、そうしたところも考えると、イオンの中に道の駅あるいはイオンの近くに道の駅を併設し、今だけ、ここだけ、あなただけといような、そういう場所をイオンの近くに盛り込んでいくことで交流人口をふやしていくこと、また、イオンのこれまで競合他社となるような会社も併設していくことで交流人口をふやそうとすること、これは画期的な、イオン九州さんの考え方を改めてくださった話であります。

こうしたイオンの考え方を改めてくださったことをしっかり我々もバックアップしながら、この地域、これは実は私も1期目からの公約でございました、イオン周辺の環境整備、これをしっかりとやっていくことを現在考えております。その1つが総合戦略にのせております道の駅であり、農家レストランであり、トレーニングファームであるというふうに理解をしていただければというふうに思っております。

以上です。

#### ○7番（吉富 隆君）

ただいま、はっきりと町長が、イオンと協議をして、あの位置に道の駅を建設するという事で理解をしたところでございます。でも、この話は早く出ていたんですよ。前回のときに、私はこの道の駅建設について質問しました。今、予算がついているでしょうという話もさせていただきました。ところが、調査期間を2年かけてやりますよというのが答弁でございました。2年かけたら間に合わない。間に合いません、5年という制約があるので。

そういったことも含めたところで質問をしたつもりでございましたが、今、町長が言われるように、イオンの地域と一緒に開発をかけていきたいと、この話は早くから僕も知っていました。そういう話の中でやる。あそこにつくろうか、ここにつくろうかという議論も町長されておりましたので、はっきりと、ここに建設をする予定だと、あくまでも予定だということに理解をしておりますが、しかしながら、2年かけて調査をするということでございますので、調査はどのようにされているのか、まず1点お尋ねしたい、調査の結果。調査の結果が今のとおりであるとするなら、それもいいでしょうし、まず、町長の口からお願いしたい。

#### ○町長（武廣勇平君）

イオン周辺の再整備につきましては、企業版ふるさと納税を使う手法と個人版ふるさと納税のまちづくり基金を使う、まちづくりについての使途、寄附者の使途を読みかえて使う手段があると思っておりますが、その両にらみで考えているところでございます。

地域再生計画につきましては、毎回受け付けのタイミングがあるわけではなく、その都度都度、締め切り等があらわれますので、一番最適なタイミングを選ぶためには、この企業版ふるさと納税に合致するかどうかをまず見きわめる必要と、また、そのための調査費用も、

企業版ふるさと納税に合致するかどうかを見きわめた後に、調査費用を執行する手順になってくるといふふうに思っております。

今現在、調査費用の設計費用についての必要な設計費用額というものは、私どもまち・ひと・しごと創生室の中でも管理、把握しているところがございますが、現在当たっているのは、企業版ふるさと納税が最も財政支出が必要でない有効な手段だといふふうにならんでおりますので、その点を当たっているということがございます。その後、もし適用外になれば、その後のやり方でこの設計費用をどのように活用していくか、どのように組み立てて、企業版ふるさと納税以外の個人版ふるさと納税をどのように充てていくかを算段する必要があるといふふうに思っております。

### ○7番（吉富 隆君）

やっと町長から具体的に、企業版というのを私は通告しておりませんでしたので、質問ができなかったのですが、今、町長が企業版という話をされましたので、それにふるさと納税の関連も含んでということがございますので、ぜひとも企業版を進めていただきたいといふふうに思っております。

隣の町では、企業版のふるさと納税については、もう先に進んでいます。大きいですね、金額が。そういったことも聞き及んでおります。しかしながら、よその町はどうでもいいんですよ。うちの町がどうするかということだろうと思います。と同時に、今後の上峰町の農業の活性化というには、私は大きな期待を持っておりまして、だから、総合戦略の中の道の駅について、私はずっと質問してきました。大きな活性化につながるだろうと。それに伴う、抱き合わせでやる、何というのですか、トレーニングファームということも抱き合わせでやっていただければ、非常に農業の活性化につながるであろうといふふうに思います。

ぜひとも町長、これは力を入れて頑張ってくださいよ。これはもう初めから僕は町長に厳しく言ってきましたので、やっと先が見えてきた、やっと。早く企業版等々についても御尽力をいただければ、上峰町の農業の育成に大きな影響があると同時に、トレーニングファームをもっと拡大することになるんで、大きな期待を寄せております。

私は、これが本当の今回の質問のメインでございましたので、ぜひともこれはやっていただきたい。ぜひとも、町長の口からやるぞという声を聞きたかった。やっとイオンの話も、もう前からあったんですもんね。それも知っておりましたが、やっとこの企業版と地域の指定ができたので、今後、いろいろな問題等々、障害物もあるかと思いますが、ぜひとも御努力を重ねていただいて、農業の活性化につながるような道の駅づくりをしていただければ、大きな期待をしております。町長、大きな期待をしているんですよ。これは僕、初めから言ってきたんで。

そこで、町長さんがもし来年の3月、出馬しないと困るんですよ。町長じゃないとできない。かわらないと思うけれども、もし新しくかわったら、業者と一から出直しですから、時

間がぐっと延びてしまいますので、町長のお考えを、3月出馬するかどうかお尋ねをし、この項を終わらせていただきたいと思います。ぜひとも、町長お願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

企業版ふるさと納税の秋の締め切りは11月と聞いております。早ければ、その動きは早急につくれるものと思いますし、できるだけ早いタイミングで、本町につきましても、年明けぐらいには出せるものと思っておりますが、この出馬の表明については、以前も申し上げましたけれども、いろんな方とも相談をしながら進めていく必要もございますし、我が身ひとりで判断するわけにもいかないというところも、判断してよかさいという御意見もあらわれるかもしれませんが、いろんな御意見を頂戴しながら考えるべきことでもあるというふうに理解をしているところであります。タイミングが来れば、適宜お伝えしていきたいと思っております。

以上でございます。

**○7番（吉富 隆君）**

時間がございますので、道の駅構想については、ぜひともやっていただきたい。場所が指定されましたよね。町長がしないとできないんですよ、これは絶対に。今、出馬したって、いろいろ相談せんばて、それは理由はわかります。しかし、あと半年ですよ。どこの首長さんも半年前にはちゃんと出馬表明します。できれば、いま一度、町長、御発言を願えないでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

総合計画も地方版総合戦略も、町の方針として定められております。道の駅の構想につきましても、場所はどこであれ、残り4年間のうちにつくられるものであることは間違いない、その方向で進んでいくことは、議会も含めた町全体の方向性として間違いないものだというふうに理解をしているところです。

お答えになっていないかもしれませんが、答弁とさせていただきます。

**○7番（吉富 隆君）**

町長、何かトーンダウンしたような感じで、答弁にはなっていないと僕は思っています、はっきり申し上げてですね。本当に道の駅構想、イオンとのスクラムを組んでやることに意欲があるなら出馬せやこて。今言ったっておかしくないと思っています。

いろいろな都合があるようでございますね。町長の判断は今のようになろうかと思いますが、随時議会にもお知らせをするということでございますが、全員協議会か、また12月の定例会しかできないだろうというふうに思っています。議会も特別委員会等々もございませし、今、議会の視察等々もありますので、なかなか時間の調整というのは難しい時期があるんでお尋ねをしたところでございますが、ぜひとも早目にイオンとの問題、企業版についてもきちっとした形で、4年間でできるというふうな話ではなくて、やはり逐次に毎日進め

ていくということが、4年後になるのか、3年後になるのかと、結果は後でついてくる問題で、ぜひとも積極的にやっていただきたいということを強く要望し、私の質問を終わらせていただきます。御清聴大変ありがとうございました。

**○議長（寺崎太彦君）**

以上で7番議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

異議なしと認めます。したがって、14時10分まで休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

**○議長（寺崎太彦君）**

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

通告の順のとおり、9番原田希君よりお願いいたします。

**○9番（原田 希君）**

皆さんこんにちは。9番原田希でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、大きく3点、質問事項として出させていただいております。1点目、2点目につきましては、先日の同僚議員の質問でもきょうの質問でもありましたので、なかなか質問しにくいところもあるかなというふうに思いながらもやらせていただきたいというふうに思っております。

質問事項1点目、プロポーザル方式での業者選定についてということで、なかなか私自身勉強不足でありまして、入札関係、そういった業者選定についての知識がまだまだ不十分で勉強不足であります。そんな中、加えて最近プロポーザル方式での業者選定というのが、きのうきょうも質問の中でありました。今後もふえていくというようなお話でありましたので、できる限りそれについていけるように理解をしていきたいというふうに思っておりますので、その関係でプロポーザル方式での業者選定ということで質問をさせていただきます。

質問要旨1、契約までの流れはということで、同僚議員の資料要求の中で契約の方法ということで、一連の流れを表にしたものをいただいておりますので、これを見ながらいつまでも質問をさせていただきたいなというふうに思っております。

要旨の2、今年度行った契約の詳細はということで、これに関しても先ほどお話がありましたので、この資料を見ながら、また幾つか質問をさせていただければというふうに

思っております。

要旨の3、今後の予定はあるのかということで、町長のほうからもきのうきょうと地方創生の時代であるから、今後もこのプロポーザル方式は当然あるというふうなことでございましたが、今後あるということ踏まえて、今後、町として、何といたしますか、この方式での透明化といたしますか、きちっとした対応も必要ではないかなと、きのうきょうのやりとりを聞いて思ったところでございます。

質問事項の2、副町長の選任について。

これにつきましても、ほぼほぼの議員の皆様が質問を出されております。辞職については個人情報等々あり、なかなか詳細なことは言えないということでございました。きのうきょうのやりとりを受けて、幾つか確認をしたいこともございますので、そういったところから質問をさせていただければというふうに思っております。

要旨3、今後の選任についての考えはということで、これについてもまたきのうきょうと答弁がございましたが、ここについていま一度お考えを伺いたいというふうに思っております。

質問事項の3、教育環境の整備についてということでございます。

要旨の1、一つだけでございますけど、中学校グラウンド及び駐輪場の排水対策は必要ではないのかということで、これはもう当然教育長初め、教育委員会の皆様は御存じだと思いますが、近年、雨の降り方が尋常じゃないですね、異常気象と言われるように。大雨のときに駐輪場から、駐輪場南側にあります昇降口に行くまでに水たまりができます。朝、子供たちが登校してきて、げた箱に入るまでもう膝から下がずぶ濡れになるというような状況でございます。

それから、グラウンドに関しても、テニスコート周辺、外のトイレからテニスコート周辺、あのあたりがもう膝下ぐらいまで水につかるような状況になっています。これは実は、私が中学生のころ、3年間で一度だけ同じようなことが起きました。最近では毎年のようにそういう状況になっているというふうなことでございますし、私も実際確認をしておりますが、そういう状況であれば、早目にこれ対応が必要なんじゃないかなというふうに思っておりますので、教育長、町長のお考えを伺いたいというふうに思っております。

その他環境の整備ということでも、少し時間があれば触れていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、まず最初に、質問事項1、プロポーザル方式での業者選定について、要旨1、契約までの流れはにつきまして、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の1、プロポーザル方式での業者選定についての中で要旨1、契約までの流れはということで答弁をいたしたいと思います。

先ほど議員からもお話がありましたように、既に他の議員様からの質問に対する答弁の中であらかた契約までの流れについて御説明しておりますので、内容が重複するかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。

お配りしておりますプロポーザル方式による契約の方法という資料に基づいて説明をしたいと思います。

この資料に書いている内容といたしましては、本町におけるプロポーザル方式による契約の標準的な手順をお示ししております。まず最初に、プロポーザル方式による業者選定の実施についてということで、内部決裁をとるという手順がございます。その起案の内容といたしましては、選考方法としてプロポーザル方式をとるということ、それから実施要領、これはこの業者選定の公募から契約までのスケジュール、それから参加要件ですとかプロポーザルに参加するに当たっての提出書類、それから審査基準等々を規定する書類でございます。それから、業務委託仕様書、これは委託する業務内容等ということになっております。最後に、審査要領、これは審査委員や審査の方法等について規定をしております。そうした起案について決裁いただいた後、町のホームページのほうで公募を開始いたしまして、その後、プロポーザルの参加申込書の締め切りでありますとか、企画提案書の提出締め切り、そういったものを経て、プレゼンテーション、審査会を実施いたします。プレゼンテーションの参加者は企画提案書に基づきプレゼンテーションを行っていただきまして、審査委員が審査要領に基づいて採点后、審査会での協議の上、契約候補者を選出するという流れになっております。

このように契約候補者を選出した後、この契約候補者へ採択の通知を行ってよいか、また契約の協議を行ってよいか、こうした内容について起案を行い、決裁をいただくという流れになっております。そうした決裁が終わった後は、契約候補者と委託業務の内容、それから委託金額等について協議を行い、協議が固まりましたら、契約候補者と契約を締結してよいか起案決裁いただいた後に正式に契約締結というふうに一連の流れがなっております。

以上でございます。

#### ○9番（原田 希君）

大まかなプロポーザル方式による契約の流れにつきましては、この資料を見ながら、先ほど説明いただいたところで、大まかな部分についてはなるほどなところがございます。

まず、このプロポーザル方式で契約を行う場合の責任者というのは誰になるのでしょうか。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

議員から御質問がありましたプロポーザル方式で業者選定を行う場合の責任者ということでございますけれども、一連の実施に当たっての起案、決裁権限は町長にございますので、

そういった意味では町長が責任者というふうに言えるのかなというふうに思います。ただし、プレゼンテーション、審査会において採点であるとか審査を行うわけですが、その審査会の会長というものを審査要領の中で規定をしております、そこは各所属においてそれぞれ設定がございますけれども、参考までに私が創生室の中でこれまで行った4件につきましては、いずれの案件も審査会長を副町長というふうに規定をしております、ただし、最も直近のふるさと納税WEBマーケティング支援業務委託につきましては、副町長が不在により私が審査会長を務めたというふうになっております。

以上でございます。

#### ○9番（原田 希君）

一連の流れの資料によりますと、先ほど言われましたとおり、途中途中で3回ぐらい町長決裁がありましたので、責任者とすれば町長なのかなと思いながら質問させていただいたところがございます。また、審査会においては、それぞれ審査会長がいるということで理解をしました。

ちょっと済みません、これ決裁が何カ所か、これでいうと2番、8番、11番、決裁があるんですが、万が一途中で決裁がおりない場合どうなるか、また、そういったことは想定できるのかというところをお尋ねいたします。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

万が一決裁がおりない場合はどうするかという御質問かと思えます。

お手元の資料の中で、議員御指摘のとおり、決裁が計3回出てきていると思えます。順を追って説明をいたします。

まず、2番目の決裁ですけれども、これで決裁がおりない場合は、再度実施要領ですとか委託の仕様書、また審査要領について見直しを行って、再度起案をして決裁を仰ぐという流れになるかと思えます。

それから、次に⑧の決裁ですけれども、これについては、プロポーザルの結果に基づいて契約候補者への採択の通知を行ってよいか、また契約の協議を行ってよいかという内容でございます、恐らく決裁がおりないということは、その起案のどこかに問題点といたしましうか、瑕疵があるということです、あくまでも仮定の話だと思えますので、ちょっとなかなか答弁が難しいんですが、そこを訂正して再度また起案をして決裁を仰ぐという形になろうかと思えます。

それから、最後ですけれども、11番については、これは契約締結の決裁ということでございますけれども、これも契約内容について何らかの問題があるというふうなことが決裁がとれない前提としてあろうかと思えますので、そこを見直しして、また再度決裁を仰ぐということになろうかと思えます。

以上でございます。

**○9番（原田 希君）**

8番の決裁については、特に先ほどありました審査会長というのが町長とは別に存在されるということでございますので、なかなかそういうことかなと思いました。

そこで、審査会における選定委員の選定に関してですけど、これについては誰が選出をするのか、人数等もあると思いますが、誰が選出をやるのかということでお尋ねをいたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

審査委員の選出につきましては、資料に書いておりますが、①の起案の中で審査要領を定めることとしておまして、この要領の中で規定をすることとしております。ですから、実際的には創生室のほうで、こういう方が審査委員として望ましいのではないか、こういう体制で審査会を開いたほうがいいのかという案をつくりまして、起案として町長まで決裁をいただくと、このような形になっております。

以上でございます。

**○9番（原田 希君）**

わかりました。

細かい中身については、次の項で質問させていただきたいと思いますので、次に進んでください。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次に進みます。

要旨2、今年度行った契約の詳細はにつきまして、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

要旨の2番目、今年度行った契約の詳細はというお尋ねでございます。

先ほど吉富議員への答弁の中で町長が説明をしましたが、お配りしております資料のほう、今年度のプロポーザル方式の契約実績ということで資料をお配りしております。ここに示しておりますとおり、まち・ひと・しごと創生室では計4件、それから教育課のほうで5件、合計で9件実施をしております。

まち・ひと・しごと創生室関係では、上峰町ふるさと納税業務委託、それから上峰町魅力発信拠点づくり事業業務委託、上峰町儲かる農業育成事業業務委託、上峰町ふるさと納税WEBマーケティング支援業務委託、この4件を実施しているところでございます。

以上でございます。

**○9番（原田 希君）**

資料でまち・ひと・しごと創生室で4件、それから教育課で5件ということで出していると思いますが、この中のそれぞれ各契約ごとの応募者数、応募業者数というのは何件ずつあったんでしょうか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

プロポーザルへの応募件数ということのお尋ねでございます。

応募件数につきましては、番号1の上峰町ふるさと納税業務委託について3社の応募が  
あっております。それから、2番目の上峰町魅力発信拠点づくり事業業務委託、こちらが6  
社、それから上峰町儲かる農業育成事業業務委託、こちらが2社、最後に上峰町ふるさと納  
税WEBマーケティング支援業務委託、こちらが1社の参加というふうになっております。

以上でございます。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

私のほうからは教育課の部分について御報告をいたします。

番号5番、上峰町学校給食調理等業務委託につきましては1社、番号6番、上峰町立学校  
外国語指導助手業務委託につきましては2社、番号7番、上峰町立学校ICT利活用教育等  
推進業務委託につきましては2社、番号8番、上峰町立上峰中学校オンライン放課後補充学  
習業務委託につきましては1社、番号9番、上峰町立上峰小学校オンライン英会話業務委託  
につきましては1社でございます。

以上です。

#### ○9番（原田 希君）

応募については、先ほど教えていただきました。思ったよりもたくさんあっているのかな  
と。このプロポーザルの始まりというのは、給食の再開業務ですね、これがたしか1社だっ  
たというふうに思っております。それからすると、1社のところもございしますが、それなり  
にたくさんの応募があっているのかなというふうに思っております。

冒頭ちょっと私申し上げました入札に関して余り知識がないものですから質問させてい  
たきますが、たくさんといますか、それぞれ複数、1社のところもありますが、応募が  
あっている中で、この中でうちに対して指名願を提出されている業者というのはあるん  
でしょうか。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

プロポーザル方式での業者選定において、指名願があっているかどうかのお尋ねござい  
ます。

プロポーザル方式の業者選定につきましては、町が参加業者を指名する指名型のプロポー  
ザルもございしますが、私どもの創生室で行った4件につきましては公募型という形で  
一般に公募しておりますので、そういう意味からいいますと、指名の願いというのはあつ  
ておりません。

以上でございます。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

一般にいい指名願は、工事また建設とか、それと物品の調達と、そういうことでして  
おりますが、今回、私ども出しております業務につきましても、一般に広く募集をかけてお

りますので、この業者について指名願は出ておりません。プロポーザルの中でその業者の経営状況とか、指名願にかかわる部分についても審査をするところでございます。

以上です。

#### ○9番（原田 希君）

私の感覚からいうと、通常、入札に係る部分については、指名なり、何らかの資格が必要だというふうに思って質問させていただいたんですけど、この応募された全ての業者が指名願を出されていないということで理解をいたしました。

であれば、そういった指名願等、入札に係る資格等の中からの選定ではないということでございますし、先ほど教育委員会事務局長のほうからプロポーザルの中でそういった資格等の審査をやるということでもございましたので、このプロポーザル方式に参加する資格の、応募業者の資格の確認はどのようにされているのでしょうか。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

プロポーザル方式における参加資格の確認ということでもございますけれども、プロポーザルの実施要領におきまして参加要件というものを定めて公募を行うようにしております。

この参加要件につきましては、各案件によって各所属によって設定が微妙に違う部分もあるかもしれませんが、一般的には業務を行うに足る財務的な基礎を有しているかどうか、それからあとは暴力団等に該当しないかといったところが主な要件になっております。

財務的な基礎につきましては、6カ月以内に金融機関等において不渡り等出していないかというところが具体的に上がっておりますので、こういったところもそういった情報がないか、また当該事業者に対して直接確認を行うなどして確認をしております。

それから、暴力団等に該当するかないかというところは、応募に際して該当しないという旨の誓約書をいただいておりますので、そのようにして確認をしているところでございます。

以上でございます。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

教育委員会におきましても、募集要綱の中で同様にうたっております。

以上です。

#### ○9番（原田 希君）

確認の方法というのがちょっと済みません、いまいまいちよくわかりませんでしたけど、誰がその業者に対して聞くということですか。業者に聞くんですか、うちの要件こうなっていますけど、合致していますよねって。ちょっとその辺詳しく教えてください。誰がどういう確認をして、この業者はオーケーだというふうにされているのか、もう一度お願いします。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

参加要件を満たすかどうかの確認をどういうふうに行っているかという御質問かと思えます。

財務的な基礎を有するかどうかというところにつきましては、まずそういった情報があれば、詳しく情報を探ることになろうかと思いますが、そうでなければ申請書の受け付けのときに、直接担当者が各案件ごとに事業者さんの窓口の担当者をかえていますので、その方に窓口で確認をするようにしております。

それから、暴力団につきましては、これはもう誓約書という形を出していただいて、場合によっては警察に情報を照会するということについてよろしいかという、同意しますという誓約書でございますので、そういったものを通じて該当しないという誓約をもって確認等をさせていただきます。

以上でございます。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

教育委員会におきましても、同様でございます。業者の経営能力などについて資料を求めて、審査会のプロポーザルの中で審査項目として加わっております。

以上です。

#### ○9番（原田 希君）

今、説明いただきましたけど、何かちょっと緩いんじゃないかなという気もするんですが、通常の一般競争入札なり指名競争入札、それらの資格を得る場合もそんな感じなんですか。資格の審査についてですけど。

#### ○財政課長（高島浩介君）

関連ですので、私のほうから指名についてちょっとお話をさせていただきます。

通常の工事または物品納入等につきましては、指名願というのを2年に1回、町のほうで更新でとるような形をしております。その中には経営審査等を正規の機関で受けて、その書類、納税証明、そこら辺を添付させたところで町のほうで指名願を受け付けをしているというところがございます。

今回言われておりますプロポーザルの指名型のプロポーザル、それにつきましては、プロポーザルの中の要領のほうでその指名の基準を決めておるとのことでの答弁をされているかと思います。

私のほうからは以上です。

#### ○町長（武廣勇平君）

私の理解が以前に本で読んだことがあるんですけども、まず農林土木だとか公共事業、要するに基準単価が国で示されて、資材だとか人件費だとか、そういうものがちゃんと単価が決まっていて、積算の基礎もちゃんとあって、積算がきちっとされるものだから、平等に入札を行う。だから、先ほど言われました経営審査をちゃんとクリアした指名願を提出させて、そこで発注をかけて競争に入札させるという手段と、プロポーザルはまさにそういう単価の設定というものがまずなくて、企画の提案なので、発注者が提案することもなく、企画

を提案してもらおうという形でありますから、通常の指名競争入札のような指名願等の提出がないものだと思います。だから、実施要領等で指名業者とか地域要件とかを設けることはできると思いますので、そのような指名型のプロポーザルというものがあるんだろうと。要するに、一般的には一般競争入札だとか指名競争入札等、随契の一部として含まれるプロポーザル方式の違いであろうかなというふうに思います。

#### ○9番（原田 希君）

プロポーザルと一般の入札との違いというのはある程度理解をしました、つもりでございます。ただ、形は違えど同じ入札ですから、同等の資格の確認作業、そういったことも必要ではないかというふうに感じたものですから、今、ちょっとしつこく聞いているところでございますので、そこは御理解をいただければというふうに思っております。

今のやりとりで単純に思ったことは、一般的な入札と比べれば、今やられているプロポーザル方式というのは、参加資格の確認はちょっと緩いんじゃないかというふうに理解をしたんですが、それでよろしいでしょうかね。先ほど言われたのは、納税証明書の提出なり、さまざま書類を提出されるということですが、プロポーザルに関しては募集要項に合致しているかどうかを担当者に聞くと、あとは企画力で勝負だという話ですから、一般の資格の審査と比べれば緩いですよね。違いますかね。

#### ○財政課長（高島浩介君）

今、議員のほうから言われておりますのが、通常のうち指名競争入札の場合の指名願の届け出というのが一応、そこは町のほうで定めて、同一の企画で出していただいております。今言われておりますプロポーザルにつきましては、形としては指名競争入札とかじゃなくて、価格の競争じゃございませんので、あくまで地方自治法によります、167条関係の随意契約ということになっております。その中で業者選定につきましては、この業務に合った業者、この業務に合った業者というところでの選定になってきておるかと思っております。その中で資格が緩いとかじゃなくて、ただ、要領の中で町の指名と同じような、同等な基準を設けていただければ、そこはまた町の基準とは別のところで可能かと思っております。

ただ、緩い、緩くないというのは、その時々決め方でそういうことがあったかもしれませんが、通常はその要領の中で指名願と同等の資格ということで定めていただければ、それは可能かと思っております。

私からは以上です。

#### ○9番（原田 希君）

ちょっと後のほうで今後の予定というところでもう一回やりたいなと思っておりますので、次に進みます。

今年度の実績ということで資料をいただいております。件名と契約の相手方ということでいただいておりますが、先ほどの同僚議員のやりとりの中でちょっと出てきましたので、例え

ば、上峰町ふるさと納税業務委託、これについては寄附の受け付け、配送などの業務を委託されたということですが、返礼品の業務ということですが、これをプロポーザル式にした根拠、これは寄附の受け付け、配送ということであれば、特に指名競争とかでもよかったんじゃないかなと思うんですが、この根拠をお願いします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

ふるさと納税業務委託につきまして、プロポーザル方式の選定を行った理由ということですが、業務内容としては、先ほど来、寄附の受け付け等、返礼品の配送等というふうに申し上げておりますが、正確にはほかにも返礼品の選定であるとか開発、そういったものも含まれておまして、そういったものについては企画力であるとか、あるいはそういった事業者とのネットワークであるとか、そういったものも必要となつてまいりますので、そういったところにはやはり企業さんの企画能力、提案能力というのが求められると思いますので、そういった観点からプロポーザル方式の業者選定を行ったということでございます。

以上でございます。

**○9番（原田 希君）**

もう1点、4番目のWEBマーケティングについてもちょっと教えてください。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

御質問がありましたWEBマーケティング支援業務でございますけれども、こちら業務内容といたしましては、いかにしてふるさと納税サイトについて閲覧者の数をふやしていけばよいかとか、そういったコンサルティングもございまして、あと寄附者のいろんな動向の分析であるとか、そういった調査能力を要求される業務でありますので、またあと、これはICTの高度な技術を要求されるものでもございまして、そういった観点から専門性、そして提案能力を求められる業務というふうに位置づけをしております。そうしたことから、プロポーザル方式の業者選定としたところでございます。

以上でございます。

**○9番（原田 希君）**

余り一個一個細かく聞くと、時間が足りないようですので、ちょっと次、話題を変えていきたいと思いますが、各契約ごとに選定委員、人数、それからメンバーというのは違うというふうに思うんですが、各選定委員の人数と誰が選定委員になられているか、ちょっと簡潔にお願いします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

お尋ねがございました各プロポーザルの案件につきまして、その審査委員の人数であるとか誰が審査委員であるかといったお尋ねがあったかというふうに思います。

審査委員の人数につきましては、答弁ができるものというふうに思っておりますが、具体的にどなたが審査委員かという点につきましては、審査委員の公正で客観的な審査というの

を場合によっては、後にいろんなことをとがめられたり、あるいは働きかけというのが予想されますので、それについては上峰町の情報公開条例にそういった規定がございますが、それにのっとなって、そこは具体的に誰がという点につきましては非開示に当たるのではないかというふうに思いますので、人数のみの答弁とさせていただきたいというふうに思っております。

まず、ふるさと納税業務委託につきましては、審査委員が審査会長も含めて5名となっております。

それから、上峰町儲かる農業育成事業業務委託につきましては、審査会長も含めて4名となっております。

上峰町魅力発信拠点づくり事業業務委託につきましても、同様に4名となっております。

最後に、上峰町ふるさと納税WEBマーケティング支援業務委託につきましては、審査会長も含めまして3名での審査となっております。

以上でございます。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

審査会の審査委員の中身、メンバーにつきましては、先ほどの室長と同様、これは町の条例、それからさきの大川議員のときに質問がありましたが、そのときでお答えしました公共工事の品質確保の促進に関する法律及び公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針、この中でプロポーザルの審査会、民間の5つ提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、非公開とすると、そういう規定から私ども審査会は非公開とさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

では、審査委員の人数につきましては、番号5番、上峰町学校給食調理等業務委託、6名。

番号6番、上峰町立学校外国語指導助手業務委託、6名。

番号7番、上峰町立学校ICT利活用教育等推進業務委託、7名。

番号8番、上峰町立上峰中学校オンライン放課後補充学習業務委託、7名。

番号9番、上峰町立上峰小学校オンライン英会話業務委託、7名でございます。

#### ○9番（原田 希君）

審査委員については言えないということですが、これ第三者的な立場の方というのは入られているのでしょうか。ほぼほぼと言うとあれですけど、当然行政の方は入られていると思いますが、第三者、例えば給食でいえば保護者なり、そういう視点で審査ができる方というのは入られているのでしょうか。

#### ○町長（武廣勇平君）

審査委員もしくは審査会の経緯につきましては、品格法のみならず、最高裁判決におきましても非開示とされておられまして、この文書等に含まれる個人氏名及び個人氏名推認情報につきましても非開示ということとされております。

もしそれでもなお情報がとりたいということであれば、議員の御立場で情報公開審査会に訴え出ることはできるということですが、情報公開審査会の中で開示するか非開示にされるか決定された後に公開するか公開しないかという運びにならざるを得ないということですので、なるべく見える化を進めたいという中にありましても、やはり法令の中で我々も行政執行していかなきゃいけないというところがございますので、御理解いただければと思います。

**○9番（原田 希君）**

審査に当たっては、このプロポーザル方式自体が専門性があるということで、こういう方式をとられているということがございますので、審査についてもやっぱり専門的な見方というのができなきゃいけないんじゃないかという考えで今お尋ねしましたが、そう簡単には言えないということがございますので、そしたら審査会長がその都度いらっしゃるということですので、その各審査委員に対しての配点の根拠といいますか、そのあたりの示しというのは審査前にやられているのかどうかをお尋ねいたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

お尋ねがございました審査に当たって、審査の基準等を審査委員に示しているかどうか等についての御質問であったかと思えます。

先ほど最初少し御説明いたしました、プロポーザルの実施の起案の中に審査要領を定めるというふうにしておりまして、そこで審査の方法について規定をしております。また、その別表に審査基準というものを各項目ごとに配点も付して、そういったものをつくっておりますので、そういった審査要領、そして審査基準、こういったものに基づいて各審査委員が採点をして、最終的に契約候補者を選出するという流れになっております。

以上でございます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

少し補足をさせていただければ、先ほどありました審査基準、こちらにつきましては、募集のときにプロポーザルの公募の中でお示しをします。さらに、これは審査項目と審査の視点について詳しく掲げられております。審査会におきましても、審査の前にこれを審査委員に細かく説明をした後に、プロポーザルに入っていくという手順になっております。

以上です。

**○9番（原田 希君）**

わかりました。

応募者数についてですけど、1社のところが4つあるんですが、この1社だった場合の採用の基準といいますか、採用の基準となる最低点数は定められているのかどうか。これについては以前の学校給食再開業務で臨時議会のときに私お尋ねしたら、通常、プロポーザルは60点ぐらいがどこも最低ですから、そんな感じでしょうかというような、たしか吉田局長の

お答えだったと思うんですが、今回、今年度も1社の応募のみというのがありますので、そこら辺の最低点数についてお尋ねをいたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

審査基準について、最低点が設定されているかどうかのお尋ねでございます。

審査要領におきまして明確に何点以上を満たさなくてはならないというふうには、私が所管している案件については、そういった設定は行われておりません。ただし、各審査委員が採点后に、採点結果を持ち寄って、そこで協議を行うようにしております。そこにおきまして、たとえ1社であっても、この業者に任せていいかどうか、技術力も含めて、その会社の信用度も含めて協議を行って、最終的に契約候補者として認めてよいかどうかを判断するようにしております。

以上でございます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

教育委員会におきましても、創生室と同じやり方で行っています。

以上です。

**○9番（原田 希君）**

次、お願いします。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次に進みます。

要旨3、今後の予定はあるのかにつきまして、執行部に答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

今後のプロポーザル方式での業者選定の予定はあるかという御質問でございます。

この点につきましては、さきの答弁で町長が申し上げましたとおり、地方創生のさまざまな事業が予定されておりますので、そういった意味では、今後ソフト事業がたくさん出てまいりますので、引き続き案件に応じてプロポーザル方式での業者選定というのはやっていく必要があるというふうに思っております。

ただし、私の所管の案件については、今年度おおむね上半期が過ぎまして、発注が大半済んでおりますので、今年度の案件としましては、大きいものが町のポータルサイトの更新を予定しておりますが、契約の形態については、今後、競争入札の形態がよろしいのか、あるいはプロポーザル方式がいいのか、そこについてはまだ決定をしておりませんので、現時点では今後のプロポーザル方式の業者選定について確定した予定はないということで答弁をさせていただきます。

以上でございます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

教育委員会におきましても、今後の考え方は室長と同じです。また、今年度の事業につき

ましては、契約が全て完了しておりますので、今後、プロポーザル方式の契約についてはございません。

以上です。

**○9番（原田 希君）**

今年度については特に予定はないようでございますが、今後、またそういった方式での契約というのが当然出てくるというような、きのうからのお話もありましたので、ちょっと時間がなくて、かいつまんでのやりとりになると、いまいちあれなんですけど、例えば、1社しかなかった場合の対応なり、そういった応募の確認なり、そういったことの町としてのプロポーザル方式を行うための条例なり規定なり、そういったのがあるかどうか、なければ今後きちっとした形で整備をしていく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

仰せのとおりでございます。それぞれの各課におきまして実施要領等で定めているものがございますが、今後もソフト事業の拡大はどんどん増していくというふうに思っておりますし、そうした実施要領に基づくものでない、きちっとした形の定めをルール化していきたいと思っております。

**○9番（原田 希君）**

ぜひきちっとした形をとっていただいて、もっとこのプロポーザル、私ももっと勉強が必要だと思っておりますが、きちっとした形をとっていただいて、透明性を高めていただくということをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

**○議長（寺崎太彦君）**

次に進みます。

質問事項2番目、副町長の選任について、要旨1、地方創生人材支援制度について、執行部に答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

原田議員の御質問でございますが、地方創生人材支援制度についてということでございますが、地方創生は地域還流を目指す、地域内で経済の還流を目指している言葉だというふうに私は受けとめておりまして、そのために東京ないし国の人材を派遣しながら、その官僚をしっかりと回していくことが求められていると思っております。

本町におきましては、ICT教育を進めるという名目で地方創生人材派遣制度については当初応募時期から行ってまいりました。それに一定のめどがつく中で、ICT以外の地方創生事業、また副町長としてその他業務等も多々あったことと思っておりますけれども、当初、私どもが申請したときにおきましては、地方創生人材支援制度の目標としてはICT教育を推進するために人材支援をお願いしたいという目的で応募をしているところでございました。

**○9番（原田 希君）**

この地方創生人材支援制度の支援に来ていただく任期というのは2年ということによろしいでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

原則2年というふう聞いております。3年に延長することになれば、1年で帰られたところもあると、以前、米本前副町長から聞いたところもございます。

**○9番（原田 希君）**

この制度を活用して上峰町としては副町長を、ICT教育を進めるため、この制度を活用してICTを進めるという政策をとられたわけですが、この制度を活用して現在まで1年3カ月、2人の副町長が来られました。半ばで国へ戻られたという、この事実に対して町長はどう思われているのでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

文科省とICTの教育についての取り組みとして人材支援制度で派遣をしていただきました。米本副町長につきましては、人材派遣制度で2年で予定をされていた、本人もじくじたる思いがあったことと思えますけれども、文部科学省の人事異動に伴い、新たにICT教育に精通した松井副町長が来られたというふうに認識しております。

**○9番（原田 希君）**

私としましては、1年3カ月で2人の方が上峰町に来られたが、結局は帰っていかれたと。この人材支援の任期は原則2年、3年、1年の場合もあったということではありましたが、原則2年の中で1年3カ月で2人が上峰に来られて帰られたという事実を考えますと、この制度を利用した上峰町として、この制度を利用してICT教育を進めるという上峰町の政策としては失敗だったんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

ちょっと表現が私の認識とは少し違うところがございますが、2人が帰られたということで、主体的に帰られたということではございません。米本副町長につきましては、まさに文科省がICT教育を上峰町に進めるがゆえに、進めたいがために新たな人材を送り出すための人事異動でございますので、松井副町長についてはみずから主体的に帰られたということになるのかもしれませんが。そういう意味では、この1年3カ月で副町長としてのICT教育の推進、人材派遣制度については一度区切りができておりますが、引き続き先ほど申し上げておりますように、文部科学省としましては人材派遣制度を活用し、今後も検討をしていただけるということで今当たっていただいているというふうに認識をしているところでございます。これは副町長という立場でなく、上峰町が人材派遣制度を利用する上では、この文科省としても、また内閣府としてもその人材について当たっていくことについては検討しているということで回答をいただいておりますので、その意味では国との人材派遣制度につい

ては引き続き私たちのICTの推進について御高配いただいているものというふうに理解をしていただければと思います。

また、副町長という立場でない人材の派遣について検討していただいている理由は、ある意味先ほど申し上げましたように、米本副町長の仕事でICT教育の随分の部分をやっていたということと、また手がけていただいたタブレット、これは文科省から10の10の補助金だったというふうに理解しておりますけれども、単費を拠出せず、予算についても充てていただいた事業につきましても、もう執行が既に終わっているというような状況におきまして、副町長という業務でない部分での人材支援制度を現在御検討いただいているという意味でございます。

**○9番（原田 希君）**

であれば、もう少し細かく言うと、上峰町としてこの制度を利用した副町長の選任によるICTの推進、これは失敗だというふうに言えるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

どうしても失敗という言葉を使ってもらいたいのかもしれませんが、米本副町長については、地方創生人材派遣制度の戦略委員として引き続き11月にも登場していただき、これまで誤解のあった記載についての答弁もしていただく予定でございます。

また、文科省としては、この間、引き続き人材派遣制度を活用していくということで、選任について失敗だったというふうに私は思っておりません。文科省のほうで確認をしたときに、さとみ課長ともお話をさせていただきましたが、自信を持って送り出した人材であったと、健康上の理由でこのような対応になったことについては申しわけないが、自信を持って送り出した人材であったということでございますので、その人材の選任が失敗であったというふうに私は思っていないところでございます。

**○9番（原田 希君）**

人材の選任というよりは、これを利用してのまちづくりというところでの今質問だったんですが、人材の選任が失敗ではなくて、そういう意味での失敗だったんじゃないかということでございますが。

1点、今後は副町長としてこの制度を利用して迎え入れるということではなくて、別の形で迎え入れられるというお話だったと思いますが、そういうことでよかですかね。

**○町長（武廣勇平君）**

大変失礼しました。ちょっと私が誤解をしまして、人材の選任について失敗だったというふうに聞こえたので、そういうふうに答えましたが、そうではないということでした。

この人材派遣制度を利用したことにつきましては、成功であったと思います。その理由は、

やはり過疎化交付金の前の事業についても、内閣府等で認めていただくことができましたし、加えて、先ほど申しました地域未来塾事業、これは文科省の事業でございますし、単費をかけずにタブレットパソコンを100台整備できたことは、まさにこの人材派遣制度を利用したことから発露するものだというふうに理解しておりますので、そういうふうにこの人材派遣制度は成功だったというふうにそしゃくをしているところでございます。

また、今し方御質問をいただきました、副町長の後任につきましては、辞任をされたときにマスコミにもプレスにも発表しましたように、副町長については町として検討していくと。地方創生人材派遣制度については、引き続き国のほうに検討していただいているということで御理解いただければと思います。

**○9番（原田 希君）**

ここで最後一つだけお聞きしたいんですが、ICT教育を進めるため、お二人来られて、今のところ不在というふうになっているんですが、教育長、ICT教育推進に現在支障は出ていないでしょうか。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

ただいまのICT関係でのということでお尋ねでございます。

今現在、先ほどから出ておりますように、地方の活性化ということで、ICTのパソコン100台もう既に発注して、この9月からの使用ということで、実際に動くのは11月になってきますけれども、もう発注をかけておりますので、そういう意味では順調に来ておりまして、支障があったとは思っておりません。これからもしっかりとやっていきたいと思っております。

**○町長（武廣勇平君）**

これは総合教育会議としても、また教育長としても答弁するよりも、現場の声として、先日、私、両校長先生とお話しした際のエピソードを申し上げますが、6人の支援員さんを配置していただいたと。特にICT支援員についても配置していただいたということで、この近隣の小学校の中で、今の校長先生になって6人配置していただいたところは全くないということで、大変順調に穏やかに進められているし、誇らしく思っているというように教えていただいたことを御紹介しておきます。

**○9番（原田 希君）**

次、お願いします。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、次に進みます。

要旨2、辞職については、詳しく説明すべきだと思うがにつきまして、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

辞職についてということで、一身上の都合で辞任したいということで、プライバシーにか

かわることなので、それ以上の質問もしていないということでございます。それ以上でも以下でもなく、健康上の理由により、このたび辞職することになったということでございます。詳しく説明をせよというようなことでございますが、少なくとも本人の承諾がなければ公表できないものというふうに私も文科省も理解をしているところでございます。

**○9番（原田 希君）**

きょうまでほぼ皆さんがこの件について質問を出されて、回答も変わらずということでございますが、幾つか確認をしたい点がございます。

先日の答弁で、いろいろとICTを進めるために来たけど、副町長としての業務が多忙だったんじゃないかとか、きょうも夜、帰られてから、ペーパードライバーだったから自動車学校に行かれていて忙しかったんじゃないかとか、いろいろ町長がこういうことが荷になっていたんじゃないかというようなお話をされていた中で、昨日の答弁で、議会の懇親会で副町長がお酌を強要されていた、私はとめることはしなかったがというふうに言われていましたが、これはいつ、何の議会の懇親会なのか、説明をお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

議会との懇親会を、議員の皆様との懇親の席をつくったことは多々ございます。それは議会全員の懇親会だったか、議員の身内の方々の何人か、有志の方々、それぞれやっておられると思いますが、その席でやっていたか、ちょっと記憶をたどらなければいけません、その席でお酌の席があったというのは記憶しておりますので、ちょっとカレンダーを後ほど参照させていただきたいと思いますが、先ほど来申し上げますように、こうした原因というものを求められますけれども、振り返った記憶をもとに一つ一つそれが理由であるかのようにやりとりすることを控えるために申し上げますのは、プライバシーにかかわることなのでそれ以上の質問もしておりませんし、健康上の理由により、このたび辞職することになったということを一併して申し上げますところでございます。議員の皆様方と松井前副町長と私が入ったお酒の席につきましては、必要であれば後ほど詳細に報告させていただきたいと思っております。今し方、資料を持っておりませんので。

**○9番（原田 希君）**

議会の懇親会ということで言われましたので、通常、議会が行政と懇親会するのは12月定例会、3月定例会の後というふうに思っていますし、私、議会としての懇親会で御一緒したことがなかったものですから、いつの話をされているのかなというふうに疑問に思ったところでございます。

**○町長（武廣勇平君）**

先ほどから言葉の使い方、非常に重要だなというふうに思いました。日付につきましても、やはり日数を違えてはならないというふうに思いましたし、議員、議会との懇親会、また県職員OB会ではなく、OBの人たちと言ったほうが正確なのかもしれませんが、有志の方々

との懇親、協議、そういう言葉の使い方に不適切さがあることは十分私も反省するところでございますが、そのような席においてお酌をされていたということをとめられなかった自分について、ちょっと省みたというようなエピソードでございました。これが原因になっているとは思いませんし、ほかの、先ほど議員のほうから御紹介いただいた私の発言の中で、原因になっているものがどれなのか、原因になっているのかいないのかについてもわからないところでございますので、健康上の理由により、このたび辞職することになったというふうに申し上げさせていただきたいと思っております。

**○9番（原田 希君）**

よければ後でその日付を教えてください、いつの何の会だったのかということ。きのうのようなことを言われると、いろんな言葉のことを今言われましたけど、議会が悪いように、きのうのやりとりでは私はとったんですよね、お酌を強要されていたと。ただ、そういう事実が実際あったのかなという疑問がありましたので、いつの何の懇親会なのかということで、きょうお聞きしたいと思って言いましたが、今言えないということですので、後もってでも結構ですので、教えていただければというふうに思います。

**○町長（武廣勇平君）**

恐らくその席は県庁OBの人たちと一緒に玄海原発に視察に行ったときの懇親の席だったと一つは記憶しております。でも、その会に誰と行ったかにつきましては、議員の了解がなければ申し上げられないと思っておりますが、議員の方々も参加をされておられる方もいらっしゃいました。

以上です。

**○9番（原田 希君）**

わかりました。

そしたら、ほかの点でちょっと確認なんですけど、配付した辞職についての時系列の資料というのを、同僚議員の資料要求で私もいただいているんですが、その中に辞職願が8月2日に受理というふうには書いてあるんですが、全協ではたしか8月8日に提出があり、9日辞職、8日に受理ですよというような説明じゃなかったかと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

今、確かめまして、辞職の日が8月9日、受理日が8月2日ということでございます。

**○9番（原田 希君）**

細かい日付については忘れてたり、言い間違えたりはあるというようなことはきのうからずっと言われていますが、議会としてはやっぱりきちんとした疑問はただしていきたいと、それが議会の役割じゃないかなというふうに思っていますので、ちょっと細かく聞いていますが、きのうの答弁なんですけど、6月30日に実は上京していたんですよという、きのうやり

とりがあったと思うんですが、6月30日に上京して、給与関係の話をしたというやりとりをたしかされていたと思うんですが、全協では6月30日に総務課から、来られないんで、文科省へ電話をされています、全協の説明では。このあたり、町長が行くということであれば、わざわざ電話する必要はないと思うんですが、そこら辺の情報の共有ですね。職員さんとのこの件に関して情報の共有はしていないんじゃないかと思ったんですが、いかがでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

どういう質問の趣旨かがよくわかりませんが、情報の共有はやっております。

まず、先ほどの話ですが、辞職と受理の時期について行き違いがあるのは、辞職願には8月2日という記載がされておまして、実質その日に受理をしていますけれども、8月9日付で本町として辞職をしたということで整理をしているところでございます。

また、30日に上京した理由は、防衛関係の私どもの首長の集まりがございまして、そのときに防衛関係の上京ということで総務課には申し上げておりましたけれども、御案内のように、総務課も承知しておりますように、直接文科省のほうから私に連絡が来たものですから、その足で文科省に向かったということでございますので、その旨につきましては、文科省とのやりとりは電話でやっていることを総務課に伝えてはおります。

以上です。

**○9番（原田 希君）**

6月30日についてはわかりました。

ついでですので、職員さんとの情報の共有、要は例えば課長さんなりは広域での代理出席等も、何かそういう記事もありましたけど、不在なんで代理で課長さんが対応するような、そういったこともやらなきゃいけないと思うんで、ある程度の、今こういう状況ですよというような情報の共有というのはないといけないんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはあっているのでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

何についての情報共有がちょっとわかりませんが、広域の代理出席についての手続としましては、現実の実務の中では、起案が上がってまいりまして、代理出席者を私のほうが指定しまして、括弧書きの中に課長なのか、係長なのか、係員なのか、そこを指名することができるようになっております。

全ての情報を課長会議にて協議するというような暇はそれぞれの課長にもないという視点から、必要なテーマについては絞って行うときもありますし、必要でないテーマについては、それが全体として必要なテーマにつきましては、課長会議等を活用する場面もございます。

しかしながら、一つ重要なことは、情報について、非常に私としましては、重要な情報についてはやはり限られたメンバー、個人情報保護できる環境でまず進めることがそれぞれの課において必要だというふうな意識を持っております。といいますのも、以前、私が就任

間際のころは、私に上がってくる資料というのは、議会の方がもう既にお持ちであったこともございました。そういった経験から、やはり必要な情報を必要な方々と共有しながら進めていくということで、これまで町政運営を進めてきたところでございます。よって、今後もそのスタイルを変えることはありませんが、できるだけなるべく多く全員が一つの町政の方向性に従って進んでいくような場面というのは、課長会議以外でもつくっていくべきだと思っておりますし、現実、課長会議は事務連絡だけにとどまらず、そういう応用しながら、政策の遂行に使っていくこともできるところでございまして、今後、そのように御指摘を受け、御指導を受けながら進めていきたいというふうに思っております。

#### ○9番（原田 希君）

私の質問の仕方が悪くて、何かちぐはぐになったのかなと思うんですが、要は副町長の件に関して、今、報道では——報道ではというか、全協でも言われていたんですけど、文科省と町長のやりとりだけなんですよね。（「そんなことはないです」と呼ぶ者あり）いや、全協でもたしかそういう話じゃなかったかなと思うんですが。

その中で、いろんな電話でのヒアリングとかもいろいろたくさんされていたと、新聞報道に載っていますよね、文科省と。その辺の、例えば、今ちょっとこういう状況で、いつ復帰になるかわからないとか、そういった情報の共有はされていたのかという話ですね。当然課長さんたちはかわって仕事をしないといけないことも出てくると思いますので、ある程度わかる範囲での今の状況というのは共有しとかないかというふうに思うんですが、そこがあったのかなかったのかという質問でした。ちょっと簡潔にお願いします。

#### ○町長（武廣勇平君）

私自身が文科省から松井副町長のどんな状況かということを知ることができていない以上、課長会議で申し述べる内容につきましては、例えば、給与の返還に対して求められていることであるということだとか、あるいは私がいつ上京するので、どの時点で会いましょうかというようなことでございます。

また、庁内での会議が全くなされていないような言い方でございましたけれども、決裁につきましては代決処理するか、そこを空欄にするか等は、議論を課長会議で、総務課長を中心にさせていただいておりますし、とある課長からの求めに対してこの決裁をどういうふうにしていくか、代理出席をどういうふうにしていくかについても問題提起されまして、そこについても一定の結論をその課長会議の中で導いたところでございます。その後、進展がなかったのは、報道がなされまして、マスコミのほうでの報道がなされた後に、実際どの時期に辞職されるのか、復帰されるのか、めどがつきませんでしたので、その点については電話連絡を受けておりましたけれども、向こうもその報道の様子を確認されているわけでしたので、その点についての進捗については別に課長会議にかけると話じゃないなという判断をしておったところでございます。

以上です。

○9番（原田 希君）

協議が全くなされていないとか、そういうことを言っているんじゃないんですけど、全協の中で7月4日にまだ来られないんで携帯に、これ総務課ですかね、確認をとろうとされたけど、連絡がとれないということで、文科省のほうに連絡をされて、今後は町長さんと協議をしていきますということで、それ以降、総務課としては連絡をされていないということですので、その後のそれなりのどういう状況かというのは、ある程度わかる範囲で共有をしておくべきじゃないかと、そういう共有があったのかと、そういう話です。

○町長（武廣勇平君）

だから、その間、私が連絡を受けているところで、いつのタイミングで辞職されるのか、復帰されるのかについては進展がなかったものですから、それについて報告する必要性がないという判断をしておりました。それ以上のことも以下のこともしゃべっているわけではございませんし、内容については以上のものでございますので、また、その後にそれ以降、総務課として向こうに連絡を入れていないということで御理解されているようでありますが、例えば、今現在も私物の整理であったり、あとお給料の返納についてのやりとりについては総務課のほうでされているものと私は認識をしているところでございます。

○議長（寺崎太彦君）

時間が来ましたので、9番議員の一般質問はこれで終了となりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、15時50分まで休憩いたします。

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

通告順のとおり、2番吉田豊君よりお願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

皆さんこんにちは。もう大分お疲れとは思いますが、一応私もお尋ねしたい項目が多々ありますので、いましばらくおつき合いのほどをお願いしたいと思います。

それでは早速ですが、通告しております質問事項に対してお尋ねをしていきたいと思います。

まず、第1番目に子育て支援ということで、要旨1、学校給食の無料化についてということで質問を上げておりますが、先日の1番議員の質問で、教育委員会の矢動丸教育長の答弁で、来年、平成29年度の4月から無償化に踏み切ることを断言されました。このことについては画期的ですごい決断をされたことに対し敬意を表したいと思いますが、私は少し角度を変えて3つのことをお尋ねしたいと思います。

まず1つ目は、子育て支援の一環としての対応であれば、上峰町内居住者で私立小・中学校を初めとする町外の小・中学校に通う小・中学生の子供たちにはどのような施策を講じられていくおつもりか、お尋ねをいたします。

2つ目は、私は3月定例、6月定例においても、同一の質問を繰り返してきましたが、吉田事務局長は、要保護、準要保護の案内を保護者に対して行うことのみを繰り返してこられました。今日の意識の変化について、具体的な経緯の説明をお願いしたいと思います。

それから、3つ目として、町長にお尋ねします。町長任期内の既定の事実とするために、私は29年1月から実施してはどうかということをご提案申し上げたと思います。期間的には12月定例において補正をすれば十分に間に合うというふうに思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

要旨の2番として、親子3世代同居の推進についてということをお尋ねをしたいと思えます。

6月定例において、河上課長のほうから、政府においても家族、つまり祖父母世代による子育て支援のほか、家族現役世代による高齢社会を促す効果も期待しているという政府の考えを答弁いただきましたが、一部の自治体では新築、リフォームの費用の助成を行い、3世代同居や近居を促す、こういった自治体も存在している。なお、3世代同居により高齢者の認知症予防や介護が必要ではない元気な老人が増加すれば、各種医療費の軽減にもつながると思われるもので、ダブル効果も期待できると思われるが、そういう観点から住民課長がどういうふうに思われるか、お尋ねをしていきたいと思えます。

それと、次に2番として、採択された請願事項の取り扱いでございますが、①町道西峰東西3号線その後ということで、6月定例において6月から7月の間ぐらいには方向性が出るという建設課長の答弁がありました。その後についての動向についてお尋ねをしたいと思います。

それから、2番目として、町道西峰東西4号線未買収用地の交渉その後ということをお尋ねしたいと思っております。

次、地方創生の加速化交付金の事業内容でございますが、プロポーザルによる儲かる農業51,840千円ですかね、それとタウンプロモーションで30,990千円、この一覧表を見るところによりますと、希望業者が、上峰町魅力発信拠点づくり事業の委託に対しては6者が申し込みをしたと。それから、その下の上峰町儲かる農業育成事業業務については2者の申し込み

があったということなのですが、ここに契約相手方がそれぞれ記載されておりますが、これに対しては全ての採点がトップの業者であったのか、それとも話し合いによって順番が入れかわってこの契約業者に行ったのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、2番目のプロポーザルの入札の方法については、説明資料で納得ができましたので、この点については削除をいたします。

それから、防災マップの件でございますが、防災マップの変更作成の進捗状況についてお尋ねをいたします。

5番の副町長辞任と6番の道路維持、改良については、時間の関係でちょっとこれは取り下げたいと思います。

次に、洪水対策として、下坊所地区の常襲水害地に——わかりやすく言うと、吉田商店から手塚製作所の西側の常襲洪水対策を認定こども園の開園と同時にあそこに流し込むという形で説明を受けておりますので、洪水対策をどのように考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

#### ○議長（寺崎太彦君）

それでは、まず最初に、子育て支援、要旨1番、学校給食の無料化について、執行部の答弁を求めます。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

ただいま2番の吉田豊議員の1番、子育て支援、要旨の学校給食の無料化についてということで、ただいま吉田議員からは3つの項目という形で御質問の詳しい内容、要旨をいただきました。まず、1つずつお答えをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

1番、子育て支援ということで、居住者で町外通学、校区外通学をしている子供たちもたくさんおられます。どのように考えているかということでございました。私は、昨日、教育委員会といたしましては、学校給食無料化を打ち出しますことによって、上峰町の少子化対策及び若者移住化の支援、要するに入ってきていただきたいなど、移住化支援対策。そして、逆に若者世帯の転出を少しでも抑えるための一助にさせていただくとともに、上峰小学校、中学校在籍生徒数の減少過程をゆっくりとした傾向に持っていかせていただくために、平成29年4月から上峰小学校、中学校に在籍している児童・生徒全員を対象に学校給食費全額補助を必ず実施していきますというふうに説明し、今後、来年に向けて実施に間に合うように準備させていただきたいということで申し上げました。

ということからしますと、子育て支援、若者定住、そういうものを考えますと、この上峰に住んでおられる方がよそに行かれ、隣町に行かれて、向こうが給食費がよかけんが、そんなそちらに行こうかというようなことを少しでも抑えることができるならばということも考えることとなります。

昨日、概数をお示しいたしましたのは、もし上峰町の子供さんがそのまま中学校へ、あるいは小学校へ御入学されるとすれば、このくらいの数でということでお話をいたしましたので、今、吉田議員から校区外通学の子供さんをどうするかということですから、少子化対策、移住化支援ということになりますと、上峰に住んでおられる方、この子供さんたちについては校区外通学をされておっても、幾らなりと補助をしてあげべきではなからうか。それは全額ということは、通学されている学校の給食費が上峰町と同じかどうかわかりませんので、上峰町を上限とする形で支援することによって、上峰に住もうかというふうになっていただけるんじゃないかなというふうな考えを持つことはあります。

そういうふうにして、上峰に住みながらということもありますけど、結局、定住化ということを進めたいというふうに思っていますので、許していただけるならば、町内に居住する児童・生徒に給食費無料化、ただ校区外通学の児童・生徒さんの保護者に対しては上限とするということで、それ以上は自前を出していただくということになろうかと、そういう考えを持っておりますけれども、そういうふうなことで準備させていただければと思います。

第1の項についてこう思いますけど、いいでしょうか。

#### ○2番（吉田 豊君）

確認の意味で再度申し上げますが、町内居住者であれば校区外で通学した人にも予算の範囲内という表現をしますが、補助を考えておるという教育長の考えであるということを確認させていただいていいわけですね。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

はい、ただいまの吉田議員のお尋ねですけれども、上峰町に住んでおられる保護者さんの子供は、やっぱり上峰の宝でございまして、どこで学んでおられるかということも大事でしょうけれども、上峰で学んでいただくのがそれは一番うれしいのですが、進路というものは子供、あるいは保護者の大事な進路選択の自由でもありますので、そしてまた、そういうふうに通わなければいけない御事情もあられるかもわかりませんので、そういうところでは保護者、それと子供の教育権を十分守ってあげるべきではないかと思っております。（「先に進んでください」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。（「議長」と呼ぶ者あり）

要旨の2番目、親子3世代……（「いやいや、そうじゃなくて、吉田議員から質問が出ているので」と呼ぶ者あり）そうですか、済みません。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

議員から2番目に、確かにことし3月の議会と6月の議会と吉田議員から無料化についてのお尋ねがありまして、いろんな考え方ができるんじゃないか。全額じゃなくても部分的だとか、子供さんの数だとか、そういうふうなことを考えたりしていいじゃないかということ

でございましたけど、教育委員会で6月過ぎまして、7月の定例教育委員会で、これも学校給食ということの取り扱いについて協議いたしまして、委員さんからいいお話であるので、そういうことは考えてあげたらどうですかということをお願いしておりました。そして、その後、町長さんとお話をさせていただきまして、じゃ、教育委員会としての考えで給食無償化という形を御相談し、そして話をさせていただいて、つい先日、臨時の教育委員会を開かせていただきまして、こういうふうにしてやっていきたいというふうに思っているということとで了解をしていただいて現在に至っているところでございます。

要保護と準要保護の子供さんたちおられますけれども、給食費はそういう形でいただいておりますので、無償化ということの中に入ってくるのではないかと私は思っております。

以上です。

## ○2番（吉田 豊君）

きのうの1番議員の質問の中で、教育長と事務局長の意思疎通ができていないような答弁がっております。具体的に申し上げますと、吉田事務局長は無償化についての取り組みを検討したいという答弁がありました。その後、教育長から29年4月から無償化に取り組みますという答弁がっておりますが、その辺のずれはどのようなふうな内容なんでしょうか。

## ○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまのお尋ねについて、私のほうからちょっと説明します。

局長は、協議を進めてまいりますというふうに言ったと私は耳にしておりますので、今後、こういう取り組みを準備していくわけですから、いろいろ協議をしていくわけですから、そのような意味合いに取って、今後、協議をしていくというふうに話をしてくれたと思っております。

## ○2番（吉田 豊君）

私は浅学非才なものですから、ちょっと失礼な言葉を使うかも知れませんが、過去に厳しい表現を使って私は言っておると思います。法律は最低限度守るべき事項を決めてあるのであって、それよりも住民サービスを向上させることは何も法律に抵触するものではないと。課長に申し上げますと、あなた方、管理職が、全ての職員は公僕で、公僕とは全体の奉仕者であることを肝に銘じて仕事に邁進してほしいということをお願いしたんですが、これだけ申し上げても、いや、法律を守って要保護、準要保護の案内を低所得者の保護者に対してしていくというふうに、それから一歩も下がらんやっただけですね。

6月定例以降、ここ一、二カ月でそういうふうに、あなた自体の考えが変わったのかというのが私は疑問なんです。何かあつとりやせんかなというふうにちょっと感じましたので、吉田事務局長にお尋ねしますが、どういうところから、学校給食の無料化を推進しようというふうに考えられたのか、お尋ねしたいと思います。

## ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

吉田議員の、さきの議会からの経緯についてお尋ねをしていただきました。

まず、昨日、向井議員の答弁の中では、私は人口減対策や少子化対策などでも保護者の負担軽減について議論が高まっていますので、学校給食への取り組みについて協議を進めたいと考えていますというふうに答弁をさせていただきました。これは無償化へ向けて協議を進めているということを答弁する第1弾でございまして、その後、教育長が無償化へのやり方について答弁をしたところでございます。

さらに、前回からの流れについて御質問ですが、前回、吉田議員のほうから無償化について御質問いただきましたときから、その後、田中議員のほうから同じ質問をしていただきました。その中で、田中議員のほうへの答弁の中で、今回2件の御質問をいただいておりますので、前向きに検討させていただきたいという旨の回答をさせていただいております。その中で、教育委員会の中でもこの件の取り組みについて協議をしていただいたところでございます。

以上です。

#### ○2番（吉田 豊君）

続けて何名かの議員がそういうふうに質問したら気持ちが変わったということで理解せにゃいかんとですか。3月も言って、6月も言ったんですよ。半年間言い続けて、なおかつあなたが全然曲げなかった要保護、準要保護を案内していくということがね、私の後に田中議員がまた質問したからそういうふうに考えが変わったて、そういうもんじゃないでしょう。あくまでもそれを言い張るつもりなんですか。お答えください。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

先ほど申しましたように、向井議員の回答のときにも言いましたが、よその市町においても議論が進められております。また、その前に、さきの議会でも御質問いただきましたようにというふうに、議会の中でも多くの皆さんがその方向で御意見を持っていられらっしゃるということで教育委員会の中で協議を進めていただいたところでございます。

以上です。

#### ○2番（吉田 豊君）

それは、3月議会で私がね、県内で無料化なり保護施策を講じているところはどこがあるかて、県内7市町の実態をあなたが答えたんですよ。しかも太良町が15年から小・中学校を完全無料化したということを聞いたからね、上峰も予算的にも大体今のふるさと納税を入れないと、太良町と上峰町が財政規模的にも余り変わらんとですよ。だから、あそこのできるやつが上峰ではできないことがないという自信を持ったから、あなた方にそういうことはできないのかということ質問してきたわけなんです。誰かがどうこうじゃなくて、議員が一般質問でこういうふうにしたらどうかという提案があったものを言うたときは、もう少し真剣に検討してくださいよ。これは答弁は要りません。あと、先に進んでください。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

吉田議員の3番目の要旨のことで、今現在、教育長が平成29年……（「3番は教育長に答えられん。町長に」と呼ぶ者あり）その前の段階と思います。それで、29年1月からということをおっしゃいましたけれども、私のほうからと思いましたが、今、町長からの手が挙がりましたので、ここで辞させていただきます。

**○町長（武廣勇平君）**

済みません、失念しておりました。1の中に3つ分かれているということで冒頭申されたことを失念しておりまして、申しわけございません。

今、るる協議が教育委員会の中でなされているものと認識しております。先日、御説明を私も受けましたけれども、吉田議員の熱心な御提案、御提言のおかげで教育委員会の中で判断されたものと思っておりますので、これにつきましてはふるさと納税と関係ないところで、以前から議論がなされていて、その方向性で定住促進であったり、子育て支援策につながるものだというふうな趣旨で御提言をされていたものというふうに思っております。

よって、こういうしっかりとした議論の中で出てきたものにつきましては、ちゃんと進捗を教育委員会の議論として詳細にわたって私会計で今進められておりますけれども、支障、遅滞が出るようなことがなきように、通常は年度初めからの執行になると思っておりますけれども、そうしたことがあるのかないのか確認しながら、また教育委員会の中で、今回この議場の中で御提言を受けたことを受けて、また経過を説明され、結論を導き出されるものというふうに理解しておりますので、ここで言及は避けさせていただきたいと思っております。

**○2番（吉田 豊君）**

言及は避けるというふうな発言をされていますが、私が言いたいことは、先ほど同僚議員が道の駅構想の中でも言われましたように、町長の在職期間中に、ある程度形づくっていくべきじゃないかというふうなことを思うもんですから、予算的には12月補正で間に合うから1月から実施してはどうですかということでお考えいただきたいというふうにお願いしたんですが、やはり断言、ここで公表できないのでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

在職期間中に実施したいことを優先するというよりも、私会計でやっけていまして、実際、方向性としては教育長申されている方向性で進められるんだろうと思っておりますけれども、年度初めじゃないと支障が出るんじゃないかというような懸念も持ちます。確かに今、予算を計上すればよいのだというふうに議論も一方であるんだろうと思っておりますけれども、本当にそれだけでよいのかどうか、ちょっと私も材料を持ちませんで、先ほど控え目な言い方をしましたけれども、議員の御提案は教育委員会の中で、恐らく直ちに協議がなされるものと思っておりますので、その経緯を見守らせていただきたいと思います。

**○議長（寺崎太彦君）**

次、要旨の2番でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、要旨2、親子3世代同居の推進について、執行部より答弁をお願いいたします。

#### ○住民課長（福島敬彦君）

吉田議員の御質問でございます。質問事項1、子育て支援、要旨の2、親子3世代同居の推進についてということでございます。

さきの6月定例議会におきましても同様の御質問が出ていたことと思います。当時、健康福祉課長の御回答によりまして、福祉の方面からの所見から御回答があったというふうに存じ上げております。今回、私、子育て支援の面から、3世代同居の面を考えて御回答をさせていただきたいというふうに考えます。

まず、3世代同居の推進という質問でございますが、家族の構成としましては、私としてはもう理想の形態であるという反面、現在の社会形態による世代間の考え方、同居による生活のリスクについてもやっぱり考えてみることも必要ではないかと思うところがございます。住民課子育て支援といたしましては、3世代同居により、児童は家庭による保育、教育が当然可能となります。保育の必要性も多からず少なくなり、現在、子育て支援の問題になっております待機児童の減少等の対策としては有効である施策というふうに考えるところでもあります。

しかしながら、現在、多様化しております親子2世代の生活実態が多くなった背景には、過去の3世代のよさとは別に、現在におきます社会保障制度の変化、または男女共同参画、または1億総活躍社会の観点からも、逆に祖父母を頼らずに両立ができるという社会にシフトしては3世代同居のモデルができていかないという見方もあるのではないかと考えております。

本町のことを考慮しますと、賃貸アパートの増加、または住宅分譲地の開発に伴い、新しい世代、要するに2世代の生活居住実態が垣間見えるところでございます。今、この時期は上峰の地に生活基盤を置かれまして、夫婦ともに働く場の提供推進も重要な現実であると私は考えております。今、これらの保護者ニーズに答えていくことが重要施策であるというふうに思っております。住民課におきましては、この現状に答えるべく、夫婦のワーク・ライフ・バランスを保てるよう、保育の必要性を求める保護者、また教育の必要性を求める保護者が安心して生活ができるように、今現在、進行しています認定こども園の整備、またはそれに伴います病後児保育、一時預かり保育等に取り組んで、2世代間の生活プランをまず確立させていきたいというふうに考えております。

3世代同居につきましては、私が調べた範囲ではございますが、定住政策の一環といたしまして、国土交通省が政策を上げております住宅関連事業で、政府の3世代同居支援方針に沿いまして、長期優良住宅化リフォーム推進事業におきます3世代同居の対応工事の補助等

がございます。この事業におきましては、3世代が同居できる家の確保を目指す目的といたしまして、定住政策を促していくものと解しております。

このようなことを鑑みますと、現状におきまして施策として形成するには社会風土が醸成されていない状況でありまして、一時の社会保障給付の抑制手段ではなく、3世代世帯が理想形であるという認識が成熟され、住居、福祉、それから子育ての対策等の機運が高まるタイミングを見逃さずに、今後、子育て支援、または福祉、または定住対策というところで連携をしながら検討をしていくことが肝要ではないかというふうに考えているところでございます。

私からの回答は以上でございます。

## ○2番（吉田 豊君）

わかったようでわからないようなことで大変申しわけないですけど、12月に向けて上峰町の3世代同居の世帯数と、その世帯での医療保険をどれくらい使っているかということと、老人世帯の老夫婦なり独居老人、ひとりのところもあると思いますが、その家庭数と医療費の状況というものを一覧表的に資料要求しますので、つくっていただくようお願いして、この質問は終わります。

## ○議長（寺崎太彦君）

答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、次に進みます。

採択された請願事項の取り扱い。要旨の1、町道西峰東西3号線その後につきまして、執行部より答弁をお願いいたします。

## ○建設課長（白濱博己君）

2番議員の2番、採択された請願事項の取り扱いの1番目、町道西峰東西3号線その後ということで答弁させていただきます。

この案件につきましては、6月議会でも申し上げておりましたが、自衛隊による民生支援としての部外土木工事というメニューを紹介いただきまして、できればその工事関係に係る道路舗装、側溝工事のメニューをできるように調整を現在図っておるところでございます。実は、先般、8月3日に福岡県の春日市にあります自衛隊第4師団司令部施設課より2名、当町にお越しいただきました。そのことは5月に提出しておりました打診でございますが、部外土木工事の概要ということの中の協議並びに現地踏査ということで、現地にも赴きをいただきました。最終的な審査においては、受諾可能との判断を受けておるところでございます。後日、文書で通知があるということでお聞きしておりますが、実際の工事につきましては、本申請をしなければなりません。本申請というのは工事に係る年度の11月ごろまでに提出が必要ということでお聞きしておるところでございます。

用地が必要でございます。用地につきましては、先般から補助事業の対応ということで

ざいまして、今後、地権者の用地買収同意をいただきまして、社会資本整備総合交付金等の補助金を活用していきたいと思っておるところで、事業着手に向けまして、現在、来年度、平成29年度の事業計画を県に上げている状況でございます。あわせて今議会に計画路線なり用地の丈量図面作成等々も含めての調査設計費の予算を坊所南北線と一緒にお願いしておるところでございます。町といたしましては、基本的にほかの請願もございしますが、今回の部外土木工事という道路整備の手法によりまして計画をしており、事業期間等の調整が今後必要になるかと思っておるところでございます。

今後、地元への協力要請なり、事業に向けての体制を図っていききたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

## ○2番（吉田 豊君）

今の説明を聞きますと、一步前進したというふうに解釈をいたします。一応、部外土木工事ということで受諾可能という判断をいただいたということで間違いないですね。——はい。じゃ、あとよろしく願います。

## ○議長（寺崎太彦君）

次、進んでよろしいですか。（「はい。次、進んでください」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

要旨2、町道西峰東西4号線未買収用地の交渉その後につきまして、執行部より答弁を求めます。

## ○建設課長（白濱博己君）

採択された請願事項の取り扱いの2番目の町道西峰東西4号線の未買収用地の交渉その後ということで答弁させていただきます。

この路線につきましては、10年ほど前になりますが、平成16年の6月議会で町道認定をいたして、その路線につきましては平成17年度に改良拡張工事を三上地区の下水処理の関係も含めて整備をしておるところでございますが、舗装につきましてはまだ未整備の状況のままでございます。

舗装工事につきましては、平成24年の4月に地元から要望があっている状況ではございますが、路線の一部に、議員御案内と思えますけれども、用地が未買収のところがございます、その部分の拡張工事を残しており、路線的には延長270メートルございますが、その間の中で家屋が1軒なり、またアパートがそれぞれ1棟建っておりますが、必要性からしますと、ほかの集落内の路線を優先させているということが現状でございます、農地がまだまだ多いせいでもございまして、舗装工事の施工につきまして実施をしていないというのが現状でございます。

昨年から地権者の相続関係で協議を重ねているところがございますが、本人のほうからも

相続に関して現在スムーズにっていないということも回答があつておるところでございますが、以前に建設課のほうで相続関係で努力されて——結構この本人の方が難しいところでございますが、半分以上は同意をとっておられるということで、本人も含めてあと何人かということで、それが難しいとは思いますが、まずその用地を優先して早急に解決をしながら今後、宅地開発を見越して、その路線の必要性等を総合的に勘案しながら整備を検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

## ○2番（吉田 豊君）

用地買収ができないのは、相続がスムーズにいかないということなんですが、財産相続全てをこの際、一緒に解決されているんじゃないかなというふうに私は思うんですね。だから、地主の了解をいただいて、もう測量は終わっていると思うんですが、分筆をして道路用地に対する協力要請という形で、あなた方は直接、被相続人に会われて用地交渉を進めていかなければ、いつまでたってもできないんじゃないかというふうに思いますが、交渉の仕方というのはどのような仕方をされているのでしょうか。

## ○建設課長（白濱博己君）

交渉の過程におきましては、基本的に相続ということで、それはあくまでも一部の相続でございます。その物件に対しての一部の相続ということで、現在の相続者の方々の一部承認なり相続ということで、先祖さんの名義をある代表の方に委任するというふうな形で町がその関係書類をいただければ、嘱託で町のほうに買収として登記ができると。登記ができた後に上峰町になって初めて、建設課としては町名義になって工事をさせていただくということが原則でございます。

登記ができないまま相続者の方々の印鑑をいただいて、その印鑑だけで承認ということでの登記をしないまま、そういう承諾ということにつきましてははしていないということでございますので、とにかく本人にしか今のところ会っておりません。あと数人の方ということで、家系図はつくっております、今どこどこに住んでおられるということも一応把握はしておりますが、今後につきましては、本人とより接触を持ちながら、その方々の相続関係の書類一部、道路用地の分の相続という形で今後も本人に臨みたいということで考えております。

以上でございます。

## ○2番（吉田 豊君）

私の言っていることが余り理解されていないような、ちょっと気持ちがするんですが、直接あなた方がお願いしているのは道路の用地分ということなんですが、登記承諾書に被相続人が印鑑を打つわけですよ。それは全ての相続物件に対して有効に使われていくわけなんです。と思います。今、白濱課長がおっしゃるように、じゃ、ほかの相続物件はもう既にその人の名義に変わっているんですか。まだ残っておるわけでしょう。だから、相続を放棄す

る書類に印鑑を打ったら、その書類は原本還付請求かけたら全部返ってきますから、ほかのとまで全部登記がされるわけですね。だから、なかなか相続登記に印鑑をもらえないということでしょうから、私が言っているのは、道路用地の部分の分筆をして、分筆登記にこれだけの面積の道路用地だけの登記をさせていただきますと、交渉に応じてくださいという相談をせんと、なかなかできんじゃないですかということを行っているわけです。いかがでしょうか。

#### ○建設課長（白濱博己君）

議員おっしゃるようなことはよく承知していると思います。私の認識、言葉的に至らない解釈もございました。一部相続ということもそうですが、全体的のことも含めて本人さんと協議している中で、相続関係でその土地云々ということじゃなくて、違った観点での協力がなされないとか、そういうことも含めてのことのニュアンスもございました。今、委任での印鑑ですか、それをもらえれば、ほかの物件もございしますが、また違った方法で、その道路用地だけの承認ということも手法はございます。今、全体的なことも含めてではございますが、今後につきましては、そういう趣旨を本人さんに認識していただいて、交渉に当たっていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○2番（吉田 豊君）

最後に言われたように、やっぱり被相続権者は、この印鑑を打ったら、ほかのとまで全部名義変えられるなら何が打とうかという気持ちが心配としてあると思うんです。だから、あくまでもこれに係るこの分の土地の相続に同意をしてくださいと、登記委任承諾書に印鑑を下さいという説明をしながら、直接あなた方も用地交渉に被相続人のところに出ていくような努力をせんと、上峰の在住の方の1人に全てをお願いするという形じゃなかなか進まないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先に進んでください。

#### ○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

3番、地方創生、要旨1、加速化交付金の事業内容はにつきまして、執行部より答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の3、地方創生、要旨の1、加速化交付金の事業内容はについて答弁をいたしたいと思います。

議員のほうからお尋ねがあつていまして、事業内容ということでございますけれども、それと関連しまして、プロポーザル選定の審査の内容についてもお尋ねがあつたというふうに思いますので、続けて順を追って説明をしたいと思ひます。

まず、事業内容ですけれども、先ほど議員もおっしゃったように、地方創生加速化交付金を財源とする事業といたしましては、上峰町儲かる農業育成事業と上峰町魅力発信拠点づくり事業の2事業に取り組んでおります。このうち儲かる農業育成事業につきましては、生産者の所得向上や担い手の育成のため、ICT活用によるマーケティング型の農業の確立と特産品開発や販路開拓などに取り組んでおります。

また、魅力発信拠点づくり事業につきましては、町内の小売や観光の事業者、またJAや商工会、それから行政などの関係者が一堂に会したふるさと創生会議を定期的で開催しております。外部の専門家の協力を得ながら取り組みを進めております。具体的には鎮西山でのトレイルランニングコースの設定、町の見どころの発見とツアーの造成、また町の特産品やふるさと納税返礼品の販路開拓やPRなどについて各部会を設けて、順次取り組むこととしております。

続きまして、この2つの事業のプロポーザル方式の業者選定につきまして、審査の内容について、審査の経緯であるとか、採点がどちらも最高得点の業者が契約候補者になったかどうかというお尋ねだったと思いますけれども、さきの別の議員さんのお尋ねの答弁にもお答えをしておりますが、審査の内容につきましては町の情報公開条例の趣旨に基づいて、個々の審査委員の審査に対して心理的な影響を与えたり、中立公正な審査が難しくなるおそれがあるということで、非公表としております。

ですので、どういった内容でやるとか、経緯がどういったものであったかということにつきましては、ちょっと言及は避けさせていただきたいと思っておりますが、ただ、プロポーザル選定の審査要領というのを定めておまして、その中で最優秀者、すなわち契約候補者の決定ということがございますけれども、そこには各審査委員の評点を記録した審査結果の一覧表に基づいて、各審査委員の意見を聴取した上で最優秀者、すなわち契約候補者を決定するとしておりますので、一般論ではございますけれども、必ずしも最高得点者がそのまま契約候補者になるということではございませんで、いろんな要素について協議をしながら、また採点結果にあらわれていないけれども、各審査委員の意見も加味しながら、総合的な判断をして、契約候補者を選出するということになっております。

以上でございます。

## ○2番（吉田 豊君）

私がお尋ねしたいのはね、最高得点のところは2つとも取られたのかどうかということをお尋ねしているわけですから、非開示とはちょっと違うんじゃないかなと思うんですけど。だから、誰が何点つけたかということじゃなくて、全体でこの業者に行った経緯をお尋ねしているわけですね。例えば、2番目やったけれども、入れかわった可能性もあるかとも想像するんですよ。だから、それはそれなりの理由があると思うんですけども、やっぱり非開示ですかね。非開示なら非開示でもいいです。

**○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）**

議員からお尋ねがあった件でございますけれども、確かに最高得点を獲得した業者が契約候補者になったかどうかという点だけ見れば、ひよっとすると非開示に当たらないということかもしれませんが、審査内容については、やはり具体的に公文書として議事録をつくっておりますが、そこに個々の審査委員がどういった意見を述べたりとか、そういった情報も含まれておりますので、もしそういった内容をお伝えするということになれば、この部分は開示ができるけれども、この部分は非開示というふうに少し精査をして、お答えしないといけませんので、今ちょっとこの場でそれについて公開というか、お答えができるかどうか、私も自信がありませんので、また別途検討の上、回答をしたいというふうに思っております。

以上でございます。（「先に進んでください」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

いいですか、次に進みます。

質問事項4番、防災マップ、防災マップ変更作成の進捗と津波対策としての海拔標示の具体的位置の選定状況につきまして、執行部より答弁を求めます。

**○総務課長（江崎文男君）**

私のほうからは、吉田議員さんの防災マップの中の防災マップ変更作成の進捗と津波対策として海拔標示の具体的な位置の選定状況につきまして答弁申し上げます。

防災マップの見直しにつきましては、6月議会でも申しましたとおり、ただいま洪水ハザードマップ作成手引の説明会が8月初旬に福岡市で開催されております。総務課といたしましても、この開催に参加いたしまして、その説明内容により、今現在、発注の準備をいたしているところでございます。

また、6月議会におきまして、津波に関しましては、再度調査をいたしますという答弁を申し上げましたところでございます。この津波対策につきましては、佐賀市の津波ハザードマップによりますと、本町への影響はないようでございます。資料につきましては、私がお持ちしておりますので、また後で議員さんのほうに差し上げてもよいかと思っております。

また、議員の提案されております海拔標示につきましては、先ほどの井上議員さんへも申しましたように、筑後川の堤防決壊による浸水区域が大字江迎、前牟田地区まで想定されております。そのようなことで、町民の皆様も関心があられると思ひ、地区の皆様方と今後協議をいたしていきますけれども、海拔標示につきましては今年度、設置計画があります指定避難所案内看板に合わせまして設置をしていくようにしているところでございます。

以上です。（「次」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

洪水対策、下坊所地区の常襲水害地（吉田商店から手塚製作所西側）の洪水対策は（認定こども園の開園との関連について）、これについて執行部より答弁を求めます。

#### ○建設課長（白濱博己君）

2番議員の7番目、洪水対策ということで1番目の下坊所地区の常襲水害地（吉田商店から手塚製作所西側）の洪水対策はということで、認定こども園の開園との関連についてということで答弁いたします。

この交差点付近につきましては、上流上坊所付近一帯からの流れ込む水量がこの区域の水路に集中をしており、また近年の大雨の際に、小学校からの排水が道路を横断いたしまして、上坊所北側からの排水が加わり、交差点で道路上にあふれ、家屋等への被害もあっておることをよく承知しております。平成24年度の水害なり、また26年度の水害なり、また今年度ということで、ちょうど十字路の吉田さんのところの分が床下浸水ということで、大変承知しておりますし、私も心配しておるところでございます。以前から議会でも指摘を受けております。このたび、認定こども園の建設関係で、その雨量等の排水につきましても、この水路へ放流ということでございまして、何かとその対策を今後とっていかなければならない問題かと思っております。

町といたしましても、交差点から南側でも排水し切れない状況を踏まえまして、小学校からの排水を南のほうに分散させて、水路の改修を含めた坊所南北線の全体の道路整備が必要と考えておるところでございまして、このほど今議会に、その調査設計費をお願いしておるところでございまして、先ほどの全員協議会でも説明し、お願いということで参ったところでございます。

これから計画的に整備を推進していきたいと考えておるところではございまして、早急な対応といたしましては、現状を踏まえた水路なりの土砂等の堆積とかないかということも調査し、その改善策を早急に図っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○2番（吉田 豊君）

上坊所からの流水と学校からの排水等で水があふれていることは十分認識しておるという御答弁でございましたが、それならなおかつ開発行為の届けがあったときに、何で調整池の要求をしなかったのかというのが私は疑問に残るんですが、開発行為届けというのはもともと法の制定趣旨というのは私の認識では開発によって地域に及ぼす影響が最小限にとどめられるように届けて、いろんな条件を出して許可をするのが開発行為届けだと思うんです。

その証拠に、上峰サティの新設の場合にも、駐車場用地は一定の面積だけ調整用地として残っておるわけですね。とってあるのは御存じだと思います。今回の認定こども園についても、敷地内に雨量が100ミリとまでは言いませんが、少なくとも通常の雨量ぐらいは園内に

調整して、時間をかけて排水するような調整池の設置をなぜしなかったのか、それについてお答えをいただきたいと思います。

**○建設課長（白濱博己君）**

議員御指摘の開発行為の届け出という件でございますが、この件につきましては3,000平米を超えておりますものですから、開発許可の——許可というのは県の許可でございます。4月20日に書類が来まして、上峰庁内部署に閲覧なり回覧をして、町の意見を付して、県のほうに上申して、県のほうの書類ということで、その書類の審査で許可を5月30日付でされております。聞くとお聞きしますと、調整池を設置する基準といたしましては、開発地の面積が1万平米以上の分が基準としてあるということでお聞きしております。今回、4,392.56平米でございます、1万平米以下ということで、県としてはそういう指導もしていないということをお聞きしております。

町といたしましては、町の基準でもございませぬが、調整池をつくりなさいという権限もございませぬ。ただ私は心配しております、園内のその分の園舎なり、また芝生等におきましても、給水施設的なことを設けるということもございました。排水関係につきましては、施設内に排水処理をされておまして、側溝を通じて東側の水路に流れるわけでございますが、その雨量につきましても、私どもにつきましてもそういう根拠もございませぬで、書類提出ということはない状況でございます。

以上でございます。

**○議長（寺崎太彦君）**

お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合によって延長したいと思います。皆さん御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することは決定されました。

**○2番（吉田 豊君）**

済みません、なるべく早く終わります。

面積が幾らかどうかということじゃなくて、現実には常襲の水害地のところに、現在農地であった、あるいは山林であったところを開いて宅地にするという形で、瞬間的な流量がふえるのは事実なんですね。じゃ、そこで県にあなた方がどういう姿勢で臨んだかというのが問題だと思うんですよ。許可権がないのであれば、県にここはこういう問題があるから、少なくともどれぐらいかの調整池はつくってもらわんと許可してもらいたいかなんと言うぐらいの、主管課長としては当然それぐらいの配慮は必要でしょうもん。ただ、面積が該当しなかったら何もしませんよ、それで済むんですか。

**○建設課長（白濱博己君）**

この排水関係につきましては、農転の段階でもあるかと思えますけれども、地元の上坊所地区の会合があつておるとお聞きしております。その中で詳しいところの業者さんからの地区への説明があつているかどうかはちょっと私も承知しておりませんが、地区といたしましては、排水につきましては了解ということで同意されたということでお聞きしておりました。

その雨量というのは豪雨で、確かに議員御指摘のように、雨が降るのは下流のほうに行きますが、急激に行くものか、そこんにきで、今現状もあふれるという認識ではございますが、当然大雨が降ればそれ以上に被害もあるということでは認識しております。県のほうに町のほうからそういうことで臨みなさいということではございましたが、この件につきましては、開発の趣旨なりも含めて、今後、開発は開発で許可基準があつての許可なり、ただ私は今の断面を比較してどうかということがありませんと、なかなか判断基準がないということでは承知しております。今後のこととしては、十字路の排水等々につきましては早急に改善していかねばならないという認識を持って、そういう道筋をつけていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

## ○2番（吉田 豊君）

仕事の仕方が逆でしょう。先に排水対策をしてから次の段階に進まんと、じゃ、来年の雨季までに下坊所地区の水路整備が完了しますか。不可能でしょう。開園前にそれだけの排水対策を町の工事としてやる計画があれば別ですけど、あなたの今言っていることは、全然仕事逆でしょう。だから、私は先ほども言ったように、役場職員は公僕ですから、町民がそういうふうな実際困っているものをさらに追い打ちをかけるような事業を追認するようなことではだめだと私は思うんです。少なくともあなたは役場の建設課長さんですから、県の課長連中とやり合つたって、対等ですから当然どうってことないわけでしょう。

県が許可権限持つておるならば、これを許可したら、地元の洪水を受ける人たちはどがんなるとですかて、けんか腰で行くくらいの気力を持ってもらわんと、私は困ると思います。その気力をここで表現してください、表明。

## ○町長（武廣勇平君）

御指摘も納得できる点もあるんですけども、県の御指導のもと、ルール上は必要がないという中で、また地元のほうでも排水対策については了解いただいたという中で、以前から下坊所地区の吉田さんのところの前の排水工事については、先ほど担当課長が申されましたように、調査費用を上げて、今後整備していく流れになつておつたわけでありまして、事業者にそこで調整池を求めるといふことでなく、下坊所地区の排水状況を改善するといふところで集約して考えられたといふのも、また仕事を効率的に進める時点ではあつたんだろうといふふうに私は思います。

要するに、早い対応が必要だということが議員も我々も考えていることであろうと思いますから、できるだけ早くこの調査費用をもとに排水対策と、また周辺の道路拡張も控えておりますので、絵を描いていただいて、12月に間に合うように、できるだけ早い予算要求をしていきたいというふうに思っております。

**○2番（吉田 豊君）**

町長が先ほど言われた内容で、鋭意努力をしていただいて実行できるようにお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

**○議長（寺崎太彦君）**

これで2番議員の一般質問が終了いたしました。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後5時1分 散会